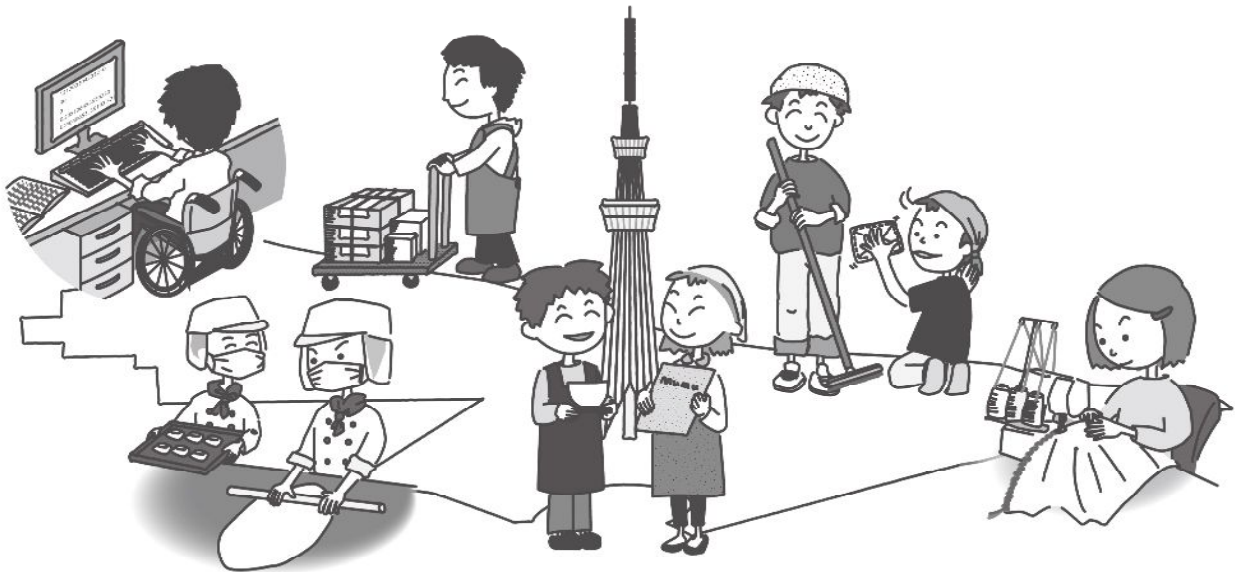


墨田区障害福祉計画

【第3期】

(平成24年度から平成26年度)



平成24年(2012年)3月

墨 田 区

はじめに

わが国では、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置され、平成 22 年 6 月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しており、現在、障害者福祉制度の改革に向けた法制の検討が進められています。こうした中、墨田区では障害者施策の推進を図るための基本的指針として、平成 22 年度に「第 4 期墨田区障害者行動計画」を策定し、すみだ障害者就労支援総合センターの整備や重度身体障害者のグループホームの整備など障害者施策の着実な推進を図ってまいりました。

この度、区では、障害者自立支援法に基づき平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度の障害福祉サービス等の見込量や達成すべき数値目標を設定するとともに、その達成のために取り組むべき方策等を定めた「墨田区障害福祉計画【第 3 期】」を策定しました。本計画では、相談支援の充実をはじめ、民間事業者等とより一層連携し福祉サービスを確保するなど、障害特性に応じきめ細かく対応するとともに、障害者の一般就労移行の推進に取り組むこととしております。

計画策定にあたりましては、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校等で構成する墨田区地域自立支援協議会で協議するとともに、墨田区障害者施策推進協議会等と連携・調整を図り、関係者からのご意見やご要望を取り入れました。

今後は、本計画の着実な推進を図り、障害者が住みなれた地域で安心して暮らせるやさしいまちの実現に向け一層の努力をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 24 年 3 月

墨田区長 山 崎 昇

目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の目的	1
2	計画期間	1
3	計画の性格と位置づけ	2
4	計画の策定方法	2
5	障害者自立支援法によるサービスの体系	3
(1)	障害福祉サービスの種類	3
(2)	地域生活支援事業	4
(3)	利用者負担の基本的な仕組み	5
II	墨田区における障害者の推移	6
1	墨田区の総人口の推移	6
2	障害者の推移	7
3	障害の種別ごとの推移と高齢化	8
4	障害福祉サービス利用状況	10
(1)	障害者自立支援法によるサービス利用状況	10
(2)	墨田区内の施設整備・利用状況等	12
III	基本指針に定める数値目標の設定（重点課題）	15
1	施設入所者の地域生活への移行	15
2	福祉施設利用者の一般就労移行等	17
3	就労移行支援事業利用者数	18
4	就労継続支援（A型）事業利用者数	18
IV	各年度における障害福祉サービス等の必要量見込みと確保方策	19
1	訪問系サービス	19
2	日中活動系サービス	20
(1)	日中活動系サービス全体の見込み	20
(2)	生活介護	21
(3)	自立訓練（機能訓練）	22
(4)	自立訓練（生活訓練）	23
(5)	就労移行支援	24

(6) 就労継続支援（A型）	25
(7) 就労継続支援（B型）	26
(8) 療養介護	27
(9) 児童デイサービス	28
(10) 短期入所	29
3 居住系サービス	30
(1) 共同生活援助・共同生活介護	30
(2) 施設入所支援	31
4 相談支援	32
V 地域生活支援事業等の実施	34
1 相談支援事業	34
2 コミュニケーション支援事業	36
(1) コミュニケーション支援事業	36
(2) 手話通訳者養成研修事業	36
3 日常生活用具給付等事業	37
4 移動支援事業	38
5 地域活動支援センター機能強化事業	39
6 その他の事業	40
VI 障害福祉計画の実現に向けての墨田区の取り組み	42
資料1 計画策定のための体制及び検討経過	45
1 計画策定のための体制	45
2 墨田区障害福祉計画作成経過	48
資料2 支給決定までのながれ	50
資料3 利用者負担に関する配慮措置	51
資料4 用語（キーワード）の解説	52
資料5 他の計画との関係	53
1 「墨田区基本計画」との関係	53
2 「墨田区障害者行動計画」との関係	54
3 「区民の健康づくり総合計画」との関係	56

※文中の脚注①～⑩については、52ページの「資料4 用語(キーワード)の解説」で説明を行っています。

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

この墨田区障害福祉計画【第3期】（以下「本計画」といいます。）は、障害者自立支援法に基づき、次の事項を定めることを目的として策定するものです。

- ① 各年度における障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ② 障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④ その他障害福祉サービス、相談支援及び区市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

策定にあたっては、第1期及び第2期の計画に引き続き、障害者を取り巻く環境の変化と今までの計画の実績を勘案しています。

2 計画期間

本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画期間としています。

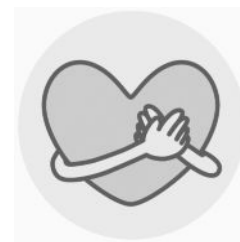
計 画 名	いままでの計画期間
墨田区障害福祉計画 【第1期】	平成18年度から平成20年度
墨田区障害福祉計画 【第2期】	平成21年度から平成23年度



身体障害者



知的障害者

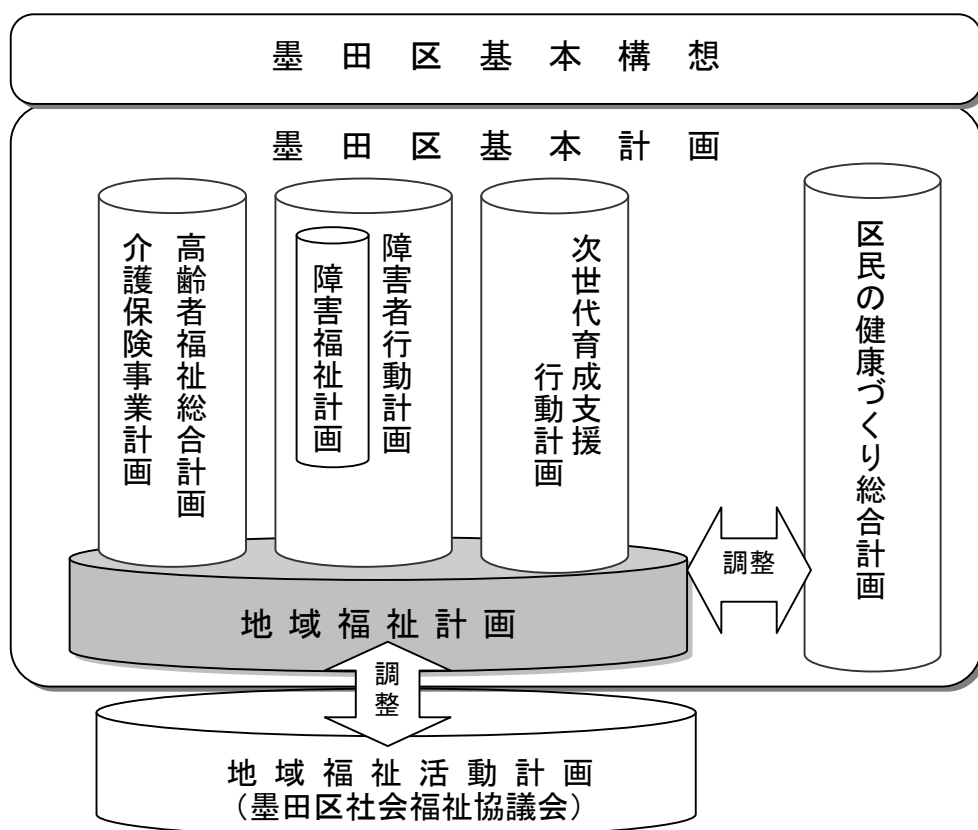


精神障害者

3 計画の性格と位置づけ

本計画は、区のめざすべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」に基づく「墨田区基本計画」、そして区の福祉分野に共通した事項に係る計画を定めた「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ他の関連個別計画との調和を図って策定しています。

また、本計画は、障害者基本法に基づく区における障害者施策に関する基本的な計画としての性格を有している「墨田区障害者行動計画」の一部を担うものであり、同行動計画が障害者自立支援法に基づく施策を含めた、区の障害者施策全体の計画を定めているのに対し、本計画は、障害者自立支援法に基づく施策について定めた計画となっています。



4 計画の策定方法

本計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討をおこなうとともに、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び庁内の検討組織である「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

また、策定にあたっては、国の「基本指針」において、障害福祉計画の作成の基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどが定められています。その他に、区として障害者団体との意見交換やパブリックコメント等を実施し、障害者をはじめとする区民の意見を計画に反映させるための取り組みをしています。

5 障害者自立支援法によるサービスの体系

障害者自立支援法では、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、利用者のニーズや障害の程度に応じたサービスが利用できるようサービスの体系が整理されています。サービスは障害程度や配慮する事項（社会活動や介護者、居住等の状況など）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分類されます。

(1) 障害福祉サービスの種類

障 害 福 祉 サ ー ビ ス 介 護 給 付

事 業 名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的にを行います。
行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
同行援護	移動に困難を有する視覚障害に、外出時に移動に必要な情報提供や移動の援護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的にを行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。※平成24年度から児童福祉法事業に移行
短期入所（ショートステイ）	在宅で、介護する人が病気になったときなどに短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
相談支援	支給決定を受ける際に、サービス利用計画を作成し、適切な利用ができるよう支援します。

障害福祉サービス 訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

※ 利用のプロセスについては、50ページの「資料2 支給決定の流れ」で説明を行っています。

自 立 支 援 医 療

自立支援医療は、心身の障害を除去・軽減するための医療である公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）です。

《 対象となる主な障害と治療例 》

(1) 精神通院医療 精神疾患→向精神薬、精神科デイケア等

(2) 更生医療、育成医療

ア 肢体不自由・・・ 関節拘縮→人工関節置換術

イ 視覚障害・・・ 白内障→水晶体摘出術

ウ 内部障害・・・ 心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術
腎臓機能障害→腎移植、人工透析 など。

補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業

(1) 補装具費支給制度

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるものの等の購入費用を支給します。（例：義肢、装具、車いす等）

(2) 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）

日常生活上の便宜を図るための用具等の給付又は貸与

（例：点字器、歩行補助つえ、ストマ用装具等）

(2) 地域生活支援事業

地 域 生 活 支 援 事 業

地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
移動支援	円滑に外出ができるよう、移動を支援します。
コミュニケーション支援	手話通訳や要約筆記など、コミュニケーションを支援します。

(3) 利用者負担の基本的な仕組み

利用者負担は、サービス量に応じた負担を原則として、所得に応じた負担からなる仕組みになっています。なお、平成 24 年 4 月から収入に応じた負担（応能負担）を原則とする制度に改正される予定です。

区分	世帯の収入状況	月額負担 上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	区民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般 1	区民税課税世帯（所得割 16 万円 ^(注2) 未満） ＜障害児の場合は 28 万円未満＞ ※入所施設利用者（20 歳以上）グループホーム・ケアホーム利用者を除く ^(注3) 。	9,300円 ※障害児の場合 4,600円
一般 2	区民税課税世帯（一般 1 に該当する方を除く）	37,200円

(注 1) 3人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

(注 2) 収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象になります。

(注 3) 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム、ケアホーム利用者は、区民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

(注 4) 所得を判断する際の世帯の範囲は、18 歳以上の障害者であれば、原則、障害のある方とその配偶者となります。

利用者負担には、国の制度として、定率負担、食費や光熱水費など実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が実施されており、あわせて東京都や墨田区独自の利用者負担軽減策も講じられています。

※ 軽減策については、51 ページの「資料 3 利用者負担に関する配慮措置」で説明を行っています。

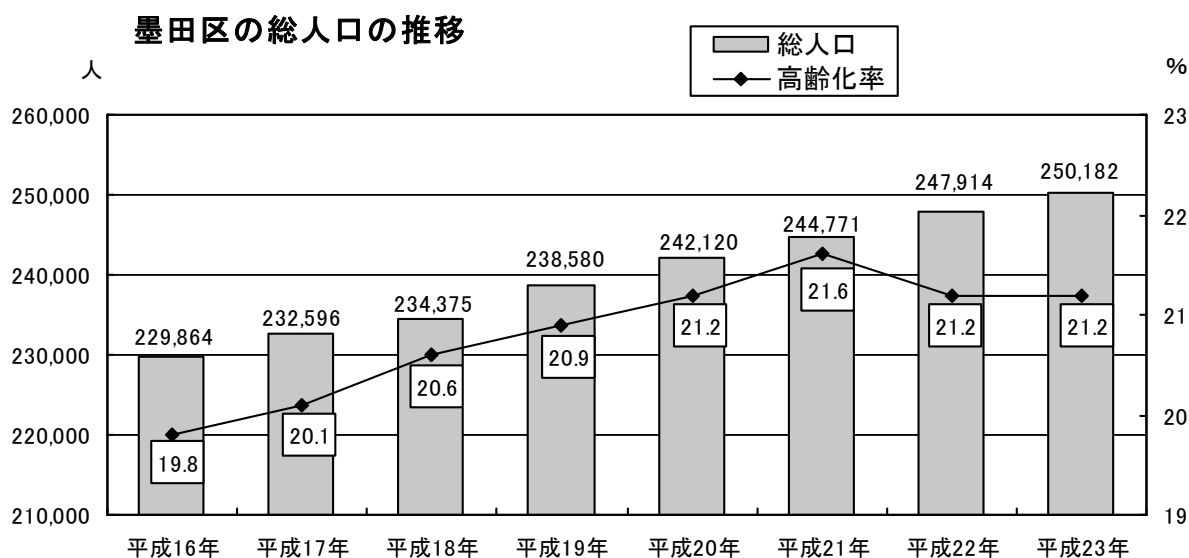


II 墨田区における障害者の推移

1 墨田区の総人口の推移

本区における総人口(外国人登録者を含む)は、交通利便性向上やマンション建設等を背景に、近年、転入が転出を上回り、平成22年7月には25万人を超え、平成23年1月1日現在では、250,182人となっています。

また、高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)は、平成23年1月1日現在21.2%と横ばい状態ですが、東京都の高齢化率20.5%と比較すると高齢化は進んでいることがわかります。



※各年1月1日現在

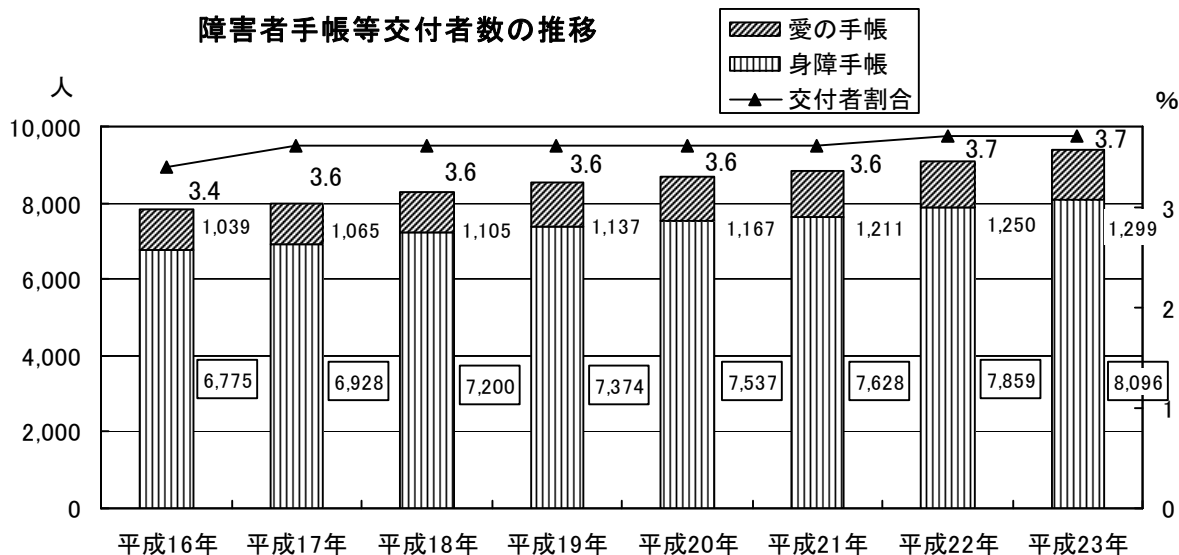
※資料:住民基本台帳人口及び外国人登録者数(但し、高齢化率は住民基本台帳人口による。)

住民基本台帳による東京都の世帯と人口

2 障害者の推移

平成23年3月31日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者約8,096人、愛の手帳(知的障害者の手帳)交付者1,299人となっており、漸増の傾向にあります。

精神に障害のある人は、平成22年度で精神障害者保健福祉手帳申請者700人、自立支援医療申請者利用者3,172人となっており、増加傾向にあります。



※各年3月31日現在

※身体障害者手帳と愛の手帳(知的障害者の手帳)の重複交付者は、それぞれに計上している。

※手帳交付者割合＝手帳交付者数合計/総人口(各年4月1日現在の住民基本台帳)

※資料:住民基本台帳人口、福祉保健部障害者福祉課

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の申請者数の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳申請	481	419	559	532	680	700
自立支援医療申請	1,532	561	2,529	2,745	3,035	3,172

※自立支援医療は平成17年度までは通院医療公費負担制度 平成18年度からは自立支援医療

※手帳と自立支援医療の重複申請あり。 ※単位:人

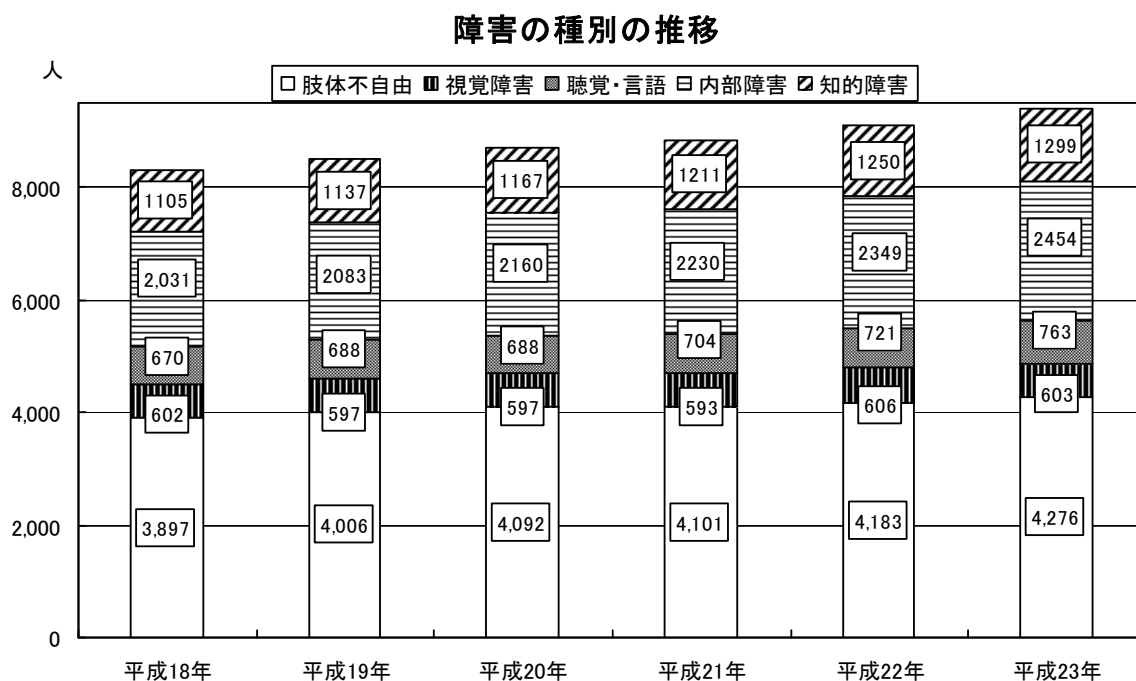
※資料:福祉保健部保健衛生担当保健計画課

3 障害の種別ごとの推移と高齢化

障害の種別を平成 23 年 3 月 31 日現在の障害者手帳の交付状況からみると、身体障害者手帳では「肢体不自由」4,276 人、「視覚障害」603 人、「聴覚・言語障害」763 人、「内部障害」2,454 人となっています。また、愛の手帳(知的障害者の手帳)は 1,299 人となっています。

障害の程度については、身体障害者手帳交付者においては、平成 23 年時点で、1～2 級の障害者が 4,102 人と全体の約半数以上を占めています。また、65 歳以上の高齢者が 61.3%となっており、年々高齢化が進んでいます。

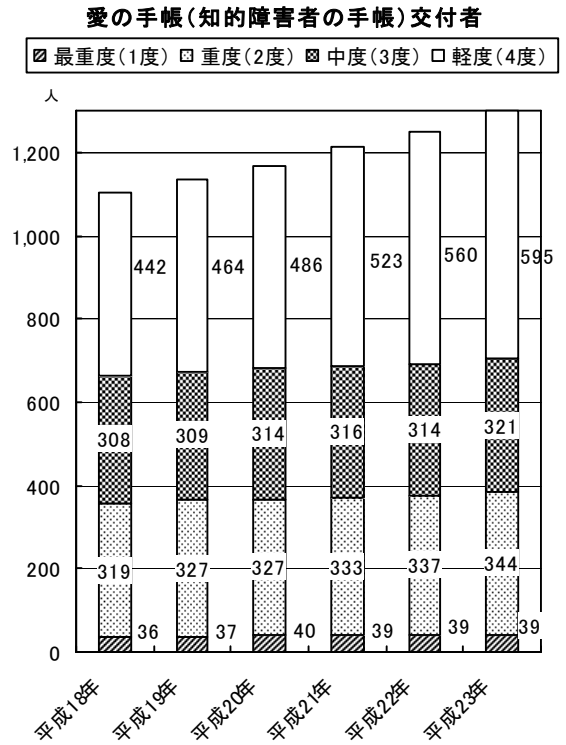
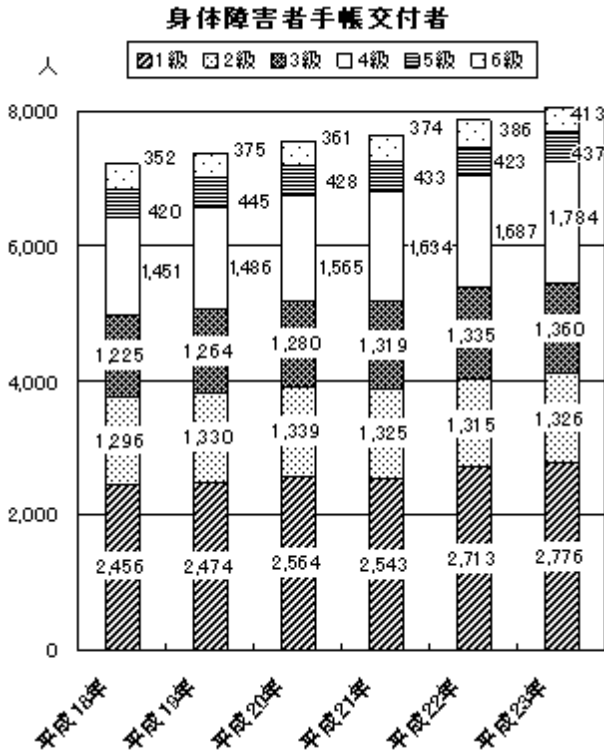
愛の手帳交付者においては概ね全ての度数で増加傾向にあります。中でも軽度(4度)の人の伸びは大きく、手帳交付者の全体の割合を比較すると平成 18 年では 38.4%、平成 23 年では 45.8%と増加を続けています。また、65 歳以上の高齢者も漸増の傾向にあります。



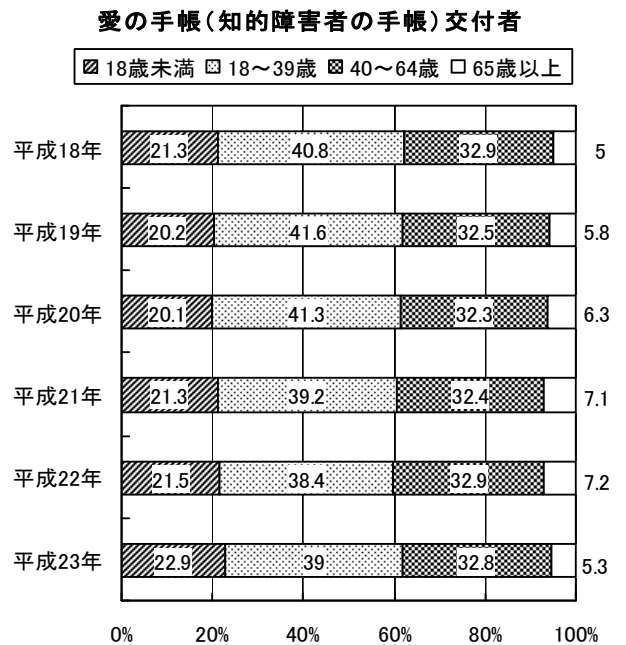
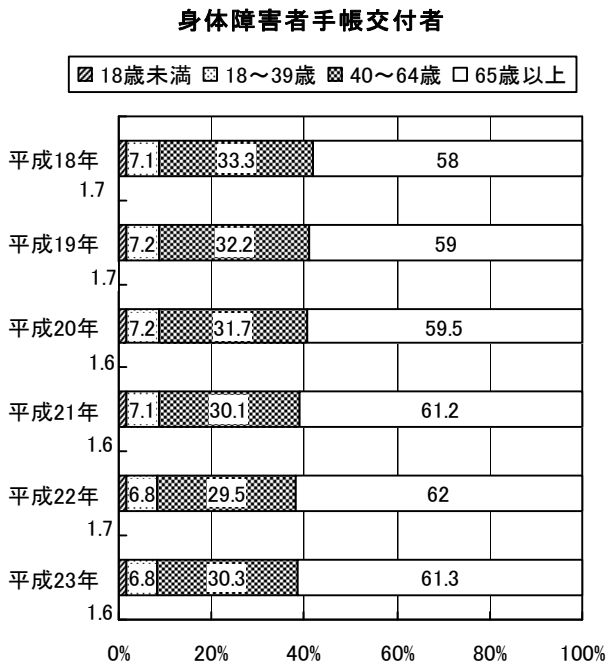
※各年 3 月 31 日

※資料:福祉保健部障害者福祉課

障害程度の推移



年齢構成



※各年3月31日

※資料:福祉保健部障害者福祉課

4 障害福祉サービス利用状況

(1) 障害者自立支援法によるサービス利用状況

障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、必要とするサービスが利用できる仕組みを一つにした施設サービス及び事業を実施しています。

これにより支援費制度では対象外となっていた精神障害者へのサービスの利用が可能となっています。

また、就労に重点を置いた施策体系により就労系のサービスの利用も増加しています。平成 23 年 4 月実績では、新体系移行^①をした事業所が多くなり、利用は継続していますが、いままでとは異なる種別に数値が移動しています。

(例：旧法の入所施設が新法に移行すると、施設入所支援と日中活動(生活介護や自立訓練)、それぞれに再掲されることとなります。)

障害児	種別	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
訪問系	居宅介護・重度訪問介護	13	10	11	13	20
日中系	児童デイサービス	0	0	170	195	291
	短期入所	4	7	7	3	8
	日中活動系サービス 計	4	7	177	198	299
合計		17	17	188	211	319

身体障害	種別	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
訪問系	居宅介護・重度訪問介護	102	99	94	97	117
通所・日中系	生活介護	1	3	27	26	37
	自立訓練(機能訓練)	0	1	0	0	1
	自立訓練(生活訓練)	0	0	1	1	1
	就労移行支援(養成含む)	3	1	2	5	5
	就労継続支援 B 型	0	2	15	11	12
	療養介護	8	8	8	7	7
	短期入所	3	6	7	8	24
	身体障害者通所授産施設	3	2	4	5	0
	身体障害者通所更生施設	0	0	1	1	1
	通所・日中活動系サービス 計	18	23	65	64	88
入所・居住系	施設入所支援	3	7	12	26	28
	共同生活援助・共同生活介護	—	—	—	—	5
	身体障害者入所更生施設	5	5	5	4	2
	身体障害者入所療養施設	12	11	9	1	0
	身体障害者入所授産施設	18	14	12	5	0
	入所・居住系サービス 計	38	37	38	36	35
合計		158	159	197	197	240

知的障害	種別	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
訪問系	居宅介護・重度訪問介護	19	19	15	23	24
通所・日中系	生活介護	3	19	103	163	233
	自立訓練(生活訓練)	—	—	—	—	—
	就労移行支援(養成含む)	1	5	6	11	15
	就労継続支援 A 型	0	0	1	1	3
	就労継続支援 B 型	1	4	99	115	225
	短期入所	17	26	28	23	33
	知的障害者通所更生施設	56	50	2	2	2
	知的障害者通所授産施設	159	160	59	59	1
	通所・日中活動系サービス 計	237	264	298	374	512
入所・居住系	共同生活援助・共同生活介護	68	68	72	93	89
	施設入所支援	5	18	40	103	148
	知的障害者入所更生施設	158	143	122	60	16
	知的障害者入所授産施設	7	4	3	3	1
	通勤寮	2	3	4	6	5
	入所・居住系サービス 計	240	236	241	265	259
合計		496	519	554	662	795

精神障害	種別	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
訪問系	居宅介護・重度訪問介護	44	51	59	70	81
日中活動系	自立訓練(生活訓練)	15	7	5	9	17
	就労移行支援(養成含む)	9	6	3	6	11
	就労継続支援 A 型	0	0	1	0	0
	就労継続支援 B 型	16	26	70	96	107
	短期入所	0	1	1	1	1
	日中活動系サービス 計	40	40	80	112	136
居住系	共同生活援助・共同生活介護	4	13	13	20	20
	施設入所支援	1	0	0	0	0
	居住系サービス 計	5	13	13	20	20
合計		89	104	152	202	237

※各年 4 月現在 ※単位: 人 ※各施設の利用者数は、区外施設の利用を含む。

※身体障害者の「知的障害者通所授産施設」の利用は知的障害に含む。

※「居宅介護・重度訪問介護」の平成 19 年には移動支援、「短期入所」の平成 19 年には日中一時支援を含む。

資料: 福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健計画課

(2) 墨田区内の施設整備・利用状況等

平成 18 年度から平成 23 年度の間に区内に知的障害者を主としたグループホーム・ケアホームが増加し、重度身体障害者グループホーム・ケアホームも開設しました。公立福祉作業所、小規模事業所等が自立支援法内施設へ移行しましたが、新体系施設に移行することで、日中活動と居住に係るサービスが分離され、複数のサービスと組合せが可能となり、障害者の地域生活への移行が図られています。

現状では、通所施設、グループホーム・ケアホームの待機者はほぼいません。また、通所施設では、今後、特別支援学校卒業者が毎年 10 人台で推移することが見込まれており、その一方で中途障害者の日中活動の場としての利用も望まれています。障害者の地域生活移行の観点から、グループホーム・ケアホーム等の生活の場、就労や日中活動の場の確保を推進していくことが求められています。

墨田区内の障害者関連施設の整備・利用状況

種別	施設名	開設年	定員	利用者数	
通所施設	墨田福祉作業所	昭和 53 年	60 人	45 人	
	すみだふれあいセンター福祉作業所	平成 5 年	60 人	53 人	
	隅田作業所	昭和 55 年	20 人	26 人	
	すみだ花工房	平成 9 年	20 人	26 人	
	こらーる・カフェ	平成 10 年	20 人	6 人	
	ユニークエ芸(注 1)	昭和 57 年	20 人	18 人	
	ユニークジョブサポート・ビー(注 2)	平成 22 年	14 人	4 人	
	自立訓練(生活訓練)	ユニークがらん堂(注 1)	昭和 62 年	14 人	14 人
	就労移行支援	ユニークジョブサポート(注 2)	平成 4 年	6 人	6 人
	児童デイサービス	みつばち園 (すみだ福祉保健センター内)	平成元年	—	176 人
		にじの子 (すみだステップハウスおおぞら内)	平成 22 年	—	171 人
	生活介護	はばたき福祉園 (すみだ福祉保健センター内)	平成元年	48 人	45 人
		ひだまり (すみだステップハウスおおぞら内)	平成 22 年	30 人	9 人
肢体不自由児者通所訓練所 (亀沢のぞみの家内)		昭和 53 年	20 人	21 人	
知的障害者通所授産施設	墨田さんさんプラザ(注 3)	平成 16 年	55 人	52 人	

※平成 23 年 3 月 31 日現在(平成 23 年 3 月提供実績 国保連合会データ)

※利用者数に区外利用者は、含まない。

(注 1) 多機能型事業者「ユニークエ芸」として登録

(注 2) 多機能型事業者「ユニークジョブサポート」として登録

(注 3) 墨田さんさんプラザは、平成 23 年 4 月に就労継続支援B型施設に移行

種別		施設名	開設年	定員	利用者数
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型※	友の家	平成12年	—	117人 (実人員)
	地域活動支援センターⅡ型※	ワクワク工房デイサービス	平成16年	20人	21人
	地域活動支援センターⅢ型※	すみだ厚生会館(注1)	昭和43年	20人	17人
		亀沢七福福祉作業所(注1)	昭和53年	20人	17人
		向島七福福祉作業所(注1)	昭和56年	20人	15人
	つばさ作業所(注1)	平成2年	20人	17人	
身体障害者福祉センターB型(注2)		身体障害者福祉センター	平成元年	—	582人
短期入所		すみださんさんるーむ	平成12年	3人	7人
グループホーム・ケアホーム	共同生活援助・共同生活介護	暖	平成21年	4人	16人
		海	平成21年	6人	
		風	平成21年	7人	
		空	平成21年	4人	
		華	平成21年	2人	
		かぶと虫	平成17年	4人	0人
		きんしホーム	平成5年	3人	19人
		岡田寮	平成6年	5人	
		両国寮	平成14年	4人	
		横川寮(東墨田寮)	平成15年	7人	
		宮下荘	平成16年	4人	
		ジーエイチ誠和寮	平成16年	4人	
		トモニ福祉サービス八広第一	平成16年	7人	7人
		トモニ福祉サービス八広第二	平成16年	7人	
		トモニ福祉サービス向島	平成17年	7人	
		ほーむ大洋	平成21年	6人	4人
		ほーむアンブレラ	平成22年	14人	14人
		ふるさとホーム鳩のそば	平成16年	15人	11人
		ふるさとホーム曳舟	平成16年		
		ふるさとホームファミリーハウス	平成19年		

※平成23年3月31日現在(平成23年3月提供実績 国保連合会データ)

※利用者数には区外施設利用者を含まない。

※Ⅰ型:Ⅰ型事業及び相談支援事業、Ⅱ型:デイサービス、Ⅲ型:小規模作業所

(注1)平成23年4月に就労継続支援B型施設に移行

(注2)主に相談事業や、教養講座やボランティア養成講座の開催等を行い、障害者の自立や生きがいづくりを支援

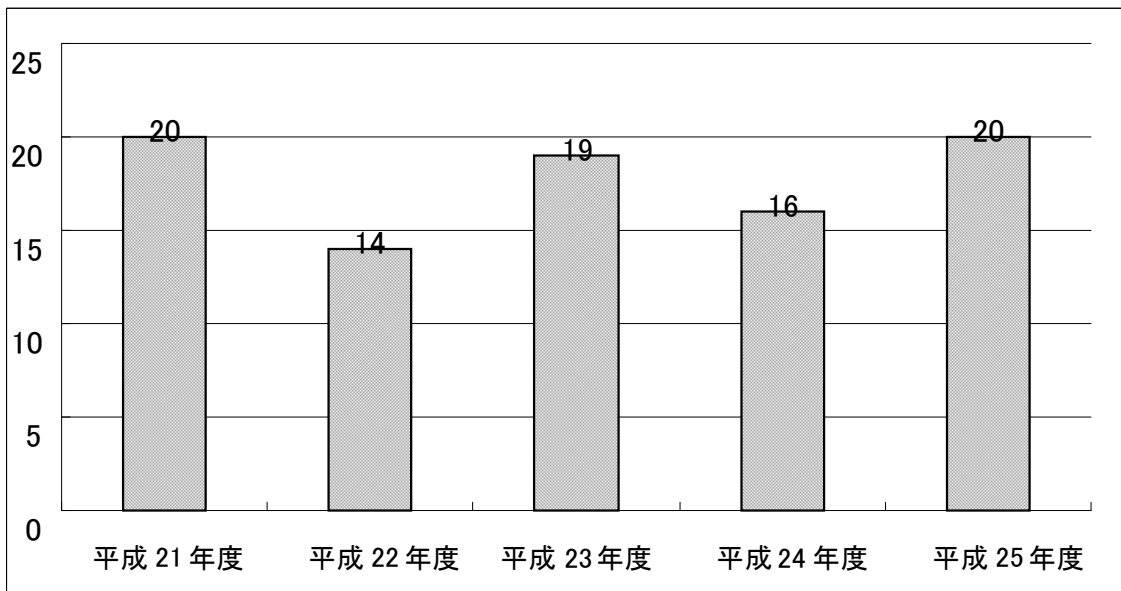
入所施設待機者数

施設サービス種別		待機者数
入所施設 (東京都障害者支援施設及び 身体障害者療護施設利用調整対象者)	知的障害	12 人
	身体障害	3 人

※平成 23 年 4 月 1 日現在

資料: 福祉保健部障害者福祉課

特別支援学校(旧養護学校)等卒業予定者の推移



※単位: 人

資料: 福祉保健部障害者福祉課

Ⅲ 基本指針に定める数値目標の設定（重点課題）

本計画では、国の基本指針を基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定します。

国の基本指針の中では、重点課題として、①施設入所者の地域生活への移行、②入院中の精神障害者の地域生活への移行、③福祉施設利用者の一般就労移行等、④福祉施設利用者の就労移行支援事業利用者数、⑤福祉施設利用者の就労継続支援（A型）事業利用者数の5項目について数値目標を設定するとしています。

第3期障害福祉計画では、②入院中の精神障害者の地域生活への移行の数値目標の設定については、都道府県が定めることとなりました。

根拠法令：障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

1 施設入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者^②のうち、平成26年度末における地域生活に移行する人の数値目標と平成26年度末における施設入所者数を設定します。地域生活移行を推進する一方、入所施設待機者や障害児施設における過年齢者など真に入所施設サービス^③が必要な障害者の入所も同時進行で進めます。

【数値目標の考え方】

(1) 目標値（地域生活移行者数）

第1期から第2期の計画期間では、事業所が新体系移行^①する際に新たにグループホーム・ケアホームを作り施設入所者が移行する例が多くみられました。平成23年度をもって新体系移行が終了し、グループホーム・ケアホームへの移行も安定することから、3割の地域生活移行は難しいと考えられます。今後は、平成23年8月末までの地域移行者32人と毎年度3人が地域生活移行するとして、平成17年10月時点入所施設サービス利用者数（203人）の2割が地域生活移行すると見込みます。

(2) 平成 26 年度入所者数（目標値）

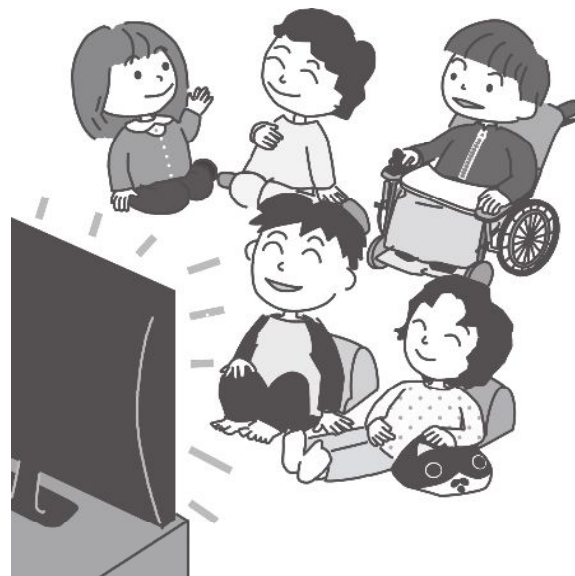
国の基本指針は、施設入所者(203 人)の 1 割(20 人)以上を削減していますが、地域生活移行の一方、施設入所の希望者もいるため、実績減とはならないのが現状です。東京都は削減が困難であるとして平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数をいままでの目標値としてきました。本区においても平成 26 年度入所者数(目標値)は平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数とします。

項目	数値	考え方
目標値（地域生活移行者数）	41 人	32 人 + (3 人 × 3 年間) = 41 人
平成 17 年 10 月 1 日時点現入所者数	203 人	
平成 22 年度入所者数（実績数）	214 人	平成 23 年 3 月時点の利用者数。
平成 26 年度末入所者数（目標値）	203 人	

【国の基本指針】

- (1) 平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数（203 人）の 3 割（61 人）以上が地域生活へ移行
- (2) 平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者（203 人）から 1 割（20 人）以上削減（183 人）

※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除く。



2 福祉施設利用者の一般就労移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度末までに一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

【数値目標の考え方】

国の基本指針では、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を平成 17 年度の実績(1.7 人)の4倍(6.8 人 \div 7 人)以上とすることを基本としています。

本区では、平成 17 年度に就労支援センターが開設され、平成 20 年度から平成 22 年度には平均して 10.3 人が一般就労に移行しました。平成 23 年度にすみだ障害者就労支援総合センターが開設することで実績が伸びることが見込まれるため、毎年度 2 人の増加を平成 26 年度における一般就労移行者数目標値として見込みます。

項目	数値	考え方
【現在】 年間一般就労移行者数	1.7 人	平成 15～17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数：5 人 \div 3 年 \div 1.7 人(1 年当たり)
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	12 人	平成 26 年度において一般就労した人の数 ◇7 人+3 人(実績増分)+2 人=12 人

【国の基本指針】

- (1) 目標の設定に当たっては、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を平成 17 年度の実績(1.7 人)の4倍(6.8 人)以上とすることが望ましい。
- (2) 平成 26 年度末における福祉施設利用者(165 人)のうち、2 割(33 人)以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- (3) 平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者(358 人)のうち、3 割(107 人)は就労継続支援(A 型)事業を利用することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

※利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。



3 就労移行支援事業利用者数

福祉施設の利用者のうち、一般就労を目指した訓練のため、就労移行支援事業を利用する者の数値目標を設定します。

【数値目標の考え方】

平成 23 年 3 月時点、本区では 307 人が法内事業所、通所授産施設^④等で福祉就労型のサービスを利用し、就労移行支援事業は 18 人が利用しています。平成 23 年度にすみだ障害者就労支援総合センターが開設し三障害を対象とした就労移行支援事業が実施されることから、いままでの利用者（18 人）に新規施設利用者（20 人）、特別支援学校卒業生等の新規利用者（5 人）を平成 26 年度において就労移行支援事業を利用する者として見込みます。

項目	数値	考え方
【現在】 就労実現性の高い利用者数	165 人	50 歳未満の身体障害者・知的障害 4 度の方、精神障害 3 級・通院医療のみの利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	43 人	18 人+20 人+5 人=43 人 参考：就労実現性の高い利用者数 165 人×2 割=33 人

【国の基本指針】

- (1) 平成 26 年度末における福祉施設の利用者(165 人)のうち、2 割(33 人)以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本とする。
 - (2) 平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者(358 人)のうち、3 割(107 人)は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本とする。
- ※利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

4 就労継続支援（A型）事業利用者数

福祉施設の利用者のうち、一般就労を目指した訓練のため、雇用契約を伴う就労継続支援（A型）事業利用する者の数値目標を設定します。

【数値目標の考え方】

福祉就労型のサービス利用者や特別支援学校卒業生に雇用契約を伴う福祉的就労のニーズは増加すると考えられます。しかし、都内には事業所が少なく（32 事業所）区内にはありません。一方、区内には企業による特例子会社が数社あり、直接、一般就労へとつながることも考えられます。これらの特性を考慮し、引き続き年間 10 人を目標値として見込みます。

項目	数値	考え方
就労継続支援事業利用者見込数	165 人	就労実現性の高い方（50 歳未満の身体障害者・知的障害 4 度の方、精神障害 3 級・通院医療のみ）
【目標値】 就労継続支援 A 型事業利用者数	10 人	就労継続支援事業利用者数全体から、墨田区の特性を考慮して定める。

【国の基本指針】

- (1) 平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者(358 人)のうち、3 割(107 人)は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本とする。
- ※利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

IV 各年度における障害福祉サービスの必要量見込みと確保方策

ここでは、各項目毎に各年度における障害福祉サービスの必要量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。なお、必要量の見込みは、本区における障害者の推移（手帳交付者割合）、前年度の実績等を勘案し算定をしています。

1 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

【サービス内容】

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動時及び外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護その他必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【必要量見込み】

訪問系サービスの実績時間はほぼ平準化しているものの、精神障害者を中心に利用者数が増加しています。また、平成 23 年 10 月から視覚障害者に対する同行援護が訪問系サービスに加わりました。現行の訪問系サービス利用者数を参考として、同行援護としての利用の移行分と居宅介護の実績の前年比 15%増が続くものと推計して必要量を見込みます。

【実績】

時 期	実績人数	実績時間	1人当たりの時間
平成 22 年 3 月	212 人	3975.5 時間	18.8 時間
平成 23 年 3 月	224 人	4364.5 時間	19.5 時間

【必要量の見込】

サービス種類	居宅介護・重度訪問介護・同行援護 行動援護・重度障害者等包括支援	(人分/月)
平成 24 年度	6988.1 時間分	343 人分
平成 25 年度	7543.3 時間分	381 人分
平成 26 年度	8171.5 時間分	424 人分

【確保方策】

現在、利用されている区内訪問系サービス事業者は、26事業所あります。近隣の事業所の利用も可能であることから必要量に対するサービス提供量は確保されていると考えますが、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

また、事業者が適正な運営ができるよう情報提供等のバックアップをしていきます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
※同行援護についてはこれらの事項に加え、平成23年10月1日以前の移動支援事業の利用者のうち重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

参考：同行援護 移動支援の平成23年4・5月利用の平均時間数、人数の2割増

サービス種類	居宅介護※1	人※2	重度訪問介護※1	人※2	同行援護※1	人※2
23年3月実績	3185.5	218	1179	7	4月 1704 5月 1866	4月 69 5月 71
24年度	3667.1	251	1179	8	2142	84
25年度	4222.3	289	1179	8	2142	84
26年度	4850.5	332	1179	8	2142	84

※1 時間数

※2 人数の見込みは、居宅介護：前年度比15%増、重度訪問介護：継続、同行援護：移動支援実績

2 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービス全体の見込み

日中活動系サービスは入所または通所する者に対し、昼間の訓練、介護等を提供し、交流・仕事・社会参加の場など多面的な機会をつくりだすサービスです。これらのサービスには、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所」および地域生活支援事業によって行われる地域活動支援センターで提供されるサービスが含まれます。

【必要量の見込】

平成22年度実績を基に、今後の需要増や施設の新体系移行、施設整備の状況等を勘案し、日中活動系サービス全体に対する必要量を見込みます。今後もゆるやかに利用が増えていくものと予測されます。

項目	数値
平成24年度	1,220人分
平成25年度	1,267人分
平成26年度	1,305人分

(参考) 3年間の目標数値 単位：人分

	H24年度	H25年度	H26年度
生活介護	295	300	305
自立訓練	26	28	30
就労移行支援	43	43	43
就労継続支援	380	390	400
療養介護	25	25	25
児童デイサービス	379	400	410
短期入所	72	81	92
合計	1,220	1,267	1,305

(2) 生活介護

【サービス内容】

常に介護を必要とする人に、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月現在、本区では区外の施設を含めた生活介護利用者は 228 人ですが、新体系移行により生活介護の利用が見込まれる者 63 人を含めると 291 人と推計されます。

新体系移行が終了する平成 24 年度以降は、特別支援学校の卒業生等の利用を見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	6,053 人日分	295 人分	生活介護利用実績に、生活介護に移行していない事業所利用者数を加え、毎年、特別支援学校卒業者と転入者等が増加すると見込む。
平成 25 年度	6,156 人日分	300 人分	
平成 26 年度	6,259 人日分	305 人分	

(「人日分」＝「実績に基づく月間の利用人員」×実績に基づく月間の利用日数)

【確保方策】

平成 21 年度に区内の知的障害者通所更生施設(すみだ福祉保健センターはばたき福祉園 定員 48 人)と重度肢体不自由児(者)通所訓練所(特定非営利活動法人のぞみ 肢体不自由児者通所訓練所 定員 20 人)が生活介護に移行しました。生活介護は、急激に利用者が増えることはないものの毎年、新たな利用者が増えるサービスです。そのため、平成 22 年度に生活介護施設「すみだステップハウスおおぞら ひだまり」も開設しました。今後は、新規施設の利用を中心に区外施設も含め、関係機関との連携・調整を図り必要量を確保します。また、施設の利用定員の弾力化により、受入数の増加を図ります。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

(3) 自立訓練（機能訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。身体障害者が対象となります。

※現在、利用されている事業所は、国立障害者リハビリテーションセンター1か所です。

【必要量見込】

身体障害者を対象としており、それぞれの特性に応じ利用されるため、急激な利用増加は見込めない事業です。平成23年3月現在、本区ではいずれも区外で自立訓練（機能訓練）を1人が利用している他、旧法の更生施設を3人が利用しています。今後は、旧法施設の新体系移行と合わせて4人が自立訓練（機能訓練）を利用すると見込みます。

項目	数値	(人分/月)	考え方
平成24年度	71 人日分	4 人分	平成23年3月の利用実績：旧法通所更生系施設3人（57人日分）、自立訓練（機能訓練）1人（14人日分） 毎年度、利用者は変わるが、平均的に4名が利用
平成25年度	71 人日分	4 人分	
平成26年度	71 人日分	4 人分	

（「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」）

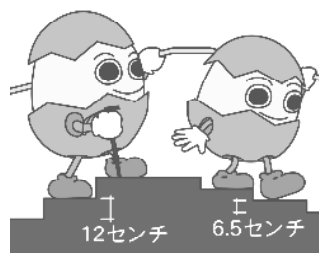
【確保方策】

入所施設の新体系への移行を把握し、関係機関と連携・調整を図ります。

現在、区内には、自立訓練（機能訓練）を提供している事業者はありません。引き続き、利用可能な施設の情報収集に努めていきます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



(4) 自立訓練（生活訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。知的障害者または精神障害者が対象となります。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月現在、本区では区内民間事業所において 14 人、区外民間事業所において 8 人が自立訓練（生活訓練）を利用しており、入院中の精神障害者のうち地域生活移行後のニーズ及び生活訓練事業の対象者と見込まれる者等を勘案して必要量を見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	297 人日分	22 人分	平成 23 年 3 月利用実績：22 人（297 人日分）、4 月以降も継続して利用 平成 25 年度～平成 26 年度は、毎年利用者が 2 名の増加
平成 25 年度	312 人日分	24 人分	
平成 26 年度	338 人日分	26 人分	

（「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」）

【確保方策】

墨田区では平成 19 年 4 月から区内民間事業所においても自立訓練（生活訓練）事業を実施しており、事業者と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、入院中の精神障害者のうち地域生活移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



(5) 就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月現在、区内事業所で 10 人、区外事業所で 18 人が就労移行支援を利用しています。新体系移行や利用ニーズの増を見込むとともに、平成 23 年度に開設されたすみだ障害者就労支援総合センターの利用による増を勘案して必要量を見込みます。なお、就労移行支援事業は、一般就労等に向けた訓練の場であり短期間で利用者が入れ替わるため毎年度、同数を見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	774 人日分	43 人分	平成 23 年度 3 月末実績 18 人+新規施設利用者 20 人+特別支援学校卒業生等の新規利用者 5 人=43 人 平成 23 年度 3 月末平均人日分：18 人日分/月 18 人日分×43 人分=774 人日分
平成 25 年度	774 人日分	43 人分	
平成 26 年度	774 人日分	43 人分	
(「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

本区では、平成 19 年 4 月から区内民間事業所において主たる利用者を精神障害者とした就労移行支援事業を実施しています。

平成 23 年度に開設するすみだ障害者就労支援総合センターの就労移行支援事業(定員 20 人)では、三障害すべての方が利用できるようになり、就労支援の強化を図ります。一般就労した後も、生活支援事業を通し離職の防止を図り、長く働き続けられるよう支援していきます。また、受け入れ側の企業等だけでなく、広く区民にも障害者の一般就労への理解と支援を得るための啓発を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、入院中の精神障害者のうち地域生活移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

(6) 就労継続支援（A型）

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

現在、区内に就労継続支援（A型）事業所はありませんが、雇用契約による福祉的就労のニーズを持つ人がいることは見込まれます。

平成 23 年度末の就労継続支援事業（B 型）の利用者は 221 人、そのうち、50 歳未満の身体障害者・知的障害 4 度の方、精神障害 3 級・通院医療のみの利用者を就労継続支援事業を利用する就労実現性の高い方とすると対象は 165 人となります。その対象者の 3 割では、50 人が目標数値となりますが、全国的に就労継続支援（A型）の事業所は少なく移行者が限られること、区内には企業による特例子会社が数社あり、直接、一般就労へとつながることも考えられます。これらの特性を考慮し、引き続き年間 10 人を目標値として見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	196 人日分	10 人分	就労継続支援事業利用者数全体から、墨田区 の特性を考慮し、引き続き年間 10 人を 目標値として見込む 人日分：平成 23 年 3 月末人日分平均 19.6 人日分/月×10 人分=196 人日分
平成 25 年度	196 人日分	10 人分	
平成 26 年度	196 人日分	10 人分	

「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」

【確保方策】

就労継続支援（A型）事業は、定員 10 名以上で事業開始ができることになっています。今後、区内においても民間事業者等の誘導を図り、十分なサービス提供量を確保できるよう努めます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定に当たっては、平成 26 年度末において、就労継続支援事業の対象者(390 人)と見込まれる数の 3割(117 人)以上とすることが望ましい。

(7) 就労継続支援（B型）

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月現在、区内に、12 か所の就労継続支援（B型）施設があり、区外の施設を合わせると利用者は 221 人です。新体系移行により就労継続支援（B型）の利用が見込まれる 65 人を含めると全体で 286 人になると推計されます。施設の利用可能な定員数は、区立 140 人、民間事業所 163 人、旧法施設 65 人と合計で 368 人となり、このうち他事業に移行する者を除き 360 人を基準として必要量を見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	6,290 人日分	370 人分	平成 23 年度末 360 人+10 人（新規施設分 1/2） 人日分：平成 23 年度月実績 平均 17 人日×370 人=6,290 人日分
平成 25 年度	6,460 人日分	380 人分	平成 24 年度末 370 人+10 人（新規施設分 1/2） 人日分：平成 23 年度月実績 平均 17 人日×380 人=6,460 人日分
平成 26 年度	6,630 人日分	390 人分	平成 25 年度末 380 人+10 人（新規施設分） 人日分：17 人日×390 人=6,630 人日分

（「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」）

【確保方策】

本区では知的障害者福祉法に基づく通所授産施設や法律に基づかない福祉作業所が、就労継続支援（B型）事業へと移行し、民間事業者による新たな就労継続支援（B型）事業施設も開設しました。

今後も、区内外の民間事業者等とも連携し十分なサービス提供量を確保していきます。

また、利用者の工賃アップや、スカイワゴンにおける「墨田区福祉作業所等ネットワーク《Kai》（カイ）」など就労継続支援事業者等のネットワーク支援、福祉就労系サービス事業所への官公需⑤の拡大についても取り組んでいきます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。)について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

(8) 療養介護

【サービス内容】

病状は安定していますが、吸引や装着している医療機器の管理などが必要なため、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での入院とあわせて機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

【必要量見込】

本区では平成 23 年 3 月現在、療養介護事業利用者は 7 人です。

独立行政法人 下志津病院、社会福祉法人 東埼玉病院、独立行政法人 国立精神・神経センター武蔵病院を利用しています。一定の利用要件があるため、利用者が継続して利用するとして見込みます。また、重度心身障害児施設が障害者自立支援法に基づく療養介護事業所に移行した場合は、当該施設に入所していた 18 歳以上の者も見込み数に含まれることとなったため、平成 24 年度以降の対象者として見込みます。

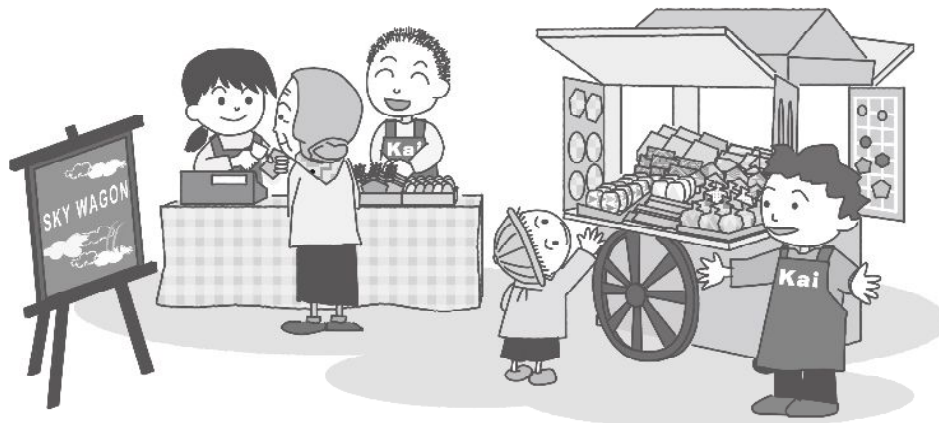
項目	数 値	考え方
平成 24 年度	25 人分	これまでの利用実績（7 人）と＋重度心身障害児施設に入所している 18 歳以上の者（18 人）を踏まえ、利用者が継続して利用するとして見込む。
平成 25 年度	25 人分	
平成 26 年度	25 人分	

【確保方策】

今後もサービスを必要とする障害者やサービス提供事業者の状況の把握に努め、病院等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



(9) 児童デイサービス

【サービス内容】

療育が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。障害者自立支援法に基づく児童デイサービスは、平成 24 年 4 月 1 日から、児童福祉法に基づく児童発達支援事業等と同じ法律効果が認められる（みなし移行）こととなり、本計画の対象外となりますが、本計画は、平成 23 年度中に策定するものであるため、現行の考え方で見込みます。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月の実績では、区内 2 か所の児童デイサービス（みつばち園・にじの子）で延 1,062 人（実数 347 人）の児童が利用しました。発達障害など早期療育の重要性が認識されてきており、今後も利用者の増加も見込まれるため、墨田区基本計画の最終年の平成 27 年度までに区内施設の最大利用枠まで数値が伸びるとして見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	1,186 人日分	379 人分	平成 23 年 3 月実績から、平成 28 年 3 月には、区内 2 施設の利用が最大の 1,560 人日分となるよう見込む。
平成 25 年度	1,310 人日分	400 人分	
平成 26 年度	1,434 人日分	410 人分	

(「人日分」：月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。)

【確保方策】

平成 22 年度の新たな児童デイサービス（にじの子）の開設により、より多くの児童の利用が可能となっています。今後は、関係機関と連携・調整するとともに、発達に心配がある、気になる段階での相談をはじめ、早期療育に努めます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害児のニーズ等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児を対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、利用者数及び量の見込みを定める。

(10) 短期入所

【サービス内容】

自宅で生活をしていて介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

区内では、「すみださんさんる一む」「すみだ青年の家」「あとむ」が短期入所を実施しています。人分は、平均実績を基準とし、平成20年度～平成23年度の平均前年度比13%増とします。人日分は、利用日数の平均実績を基準とし実績による増加を見込みます。区内通所施設のアンケート調査結果（回答者数351人）の1割が「利用したい」と回答していることから利用意向は高いと考えられます。

実 績	時 期	数 値
	平成22年3月	49人(436人日分)
	平成23年3月	44人(606人日分)

項 目	数 値	(人分/月)	考 え 方
平成24年度	994人日分	72人分	現時点の実績(72人)を基準とし毎年、前年比13%増として必要量を見込む。
平成25年度	1,118人日分	81人分	
平成26年度	1,270人日分	92人分	

(「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)

【確保方策】

利用希望の多い事業ですが、前計画期間中には区内に1か所の事業所しかなく利用しにくい状況がありました。平成23年度には、「すみだ青年の家」「あとむ」が短期入所を開始しました。今後も引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、区外を含めた民間事業所等を活用資源として、十分なサービス提供量を確保します。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

《参考》平成23年3月、短期入所利用者数 区内利用率 人分18.9% 人日分3.4%

区域・施設数	人分	人日分
区内(1か所)	7	20
区外(25か所)	37	586
合 計	44	606

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助・共同生活介護

【サービス内容】

共同生活援助（グループホーム）は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。共同生活介護（ケアホーム）は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月現在、本区では 115 人がグループホーム・ケアホームを利用しており、その数は増加しています。区内では、現在の利用者数に入所施設からの地域移行や入院中の精神障害者のうち地域生活に移行する者の数等を勘案して、必要量を見込みます。

項目	数 値	考え方
平成 24 年度	165 人分	地域生活移行等により年 10 人増を見込む。
平成 25 年度	175 人分	
平成 26 年度	185 人分	

【確保方策】

平成 23 年 3 月現在、区内にはグループホーム・ケアホームが、19 ヶ所あり、区外でも 42 事業所を区民が利用しています。平成 23 年度中に新体系移行が終了するため、施設入所者のグループホーム・ケアホーム移行が促進され、その後はゆるやかに増加することが予測されます。今後は、各事業所とも連携を図り、十分なサービス提供量を確保していきます。

グループホーム・ケアホームの整備については、障害者が地域生活に移行する上で必要なものであり、今後とも本区では補助事業等を通じ、民間事業者の誘導を図り計画的な整備促進に努めていきます。

なお、平成 23 年 5 月に区内に初めて重度身体障害者のグループホーム・ケアホーム「すずらん」（定員 10 名）も開所しています。

【国の基本指針】

福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。

(2) 施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所する必要がある障害者を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設入所支援を提供します。

【必要量見込】

第1期・第2期計画では、平成17年10月時点の施設入所者数203人を基礎として、1割以上に当たる21人が地域生活に移行することを目標とし、ケアホーム等での対応が困難な人など新規利用者数を同数の21人として、新体系移行が完了する平成23年度末には203人となるよう必要量を見込みました。東京都では、削減は困難として、平成17年10月1日現在の入所数を利用者数としています。

本区においても、地域生活移行の一方、施設での生活の希望者があり、実績減とまらない状態は変わりません。そのため、本計画でも、平成17年10月1日時点の入所者数を必要量として見込みます。

なお、この項目については、施設に入所している人の全体数を必要量の見込みとしています。

項目	数値	考え方
平成24年度	203人分	地域生活移行の一方、施設入所の希望者もいるため、実績減とはならないとして、平成17年10月1日時点現入所者数とする。
平成25年度	203人分	
平成26年度	203人分	

【確保方策】

入所施設等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

【国の基本指針】

第1期計画時点の施設入所者数を基礎(203)として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数(21)を控除した(182)上でケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。

なお、当該見込数は、平成26年度末において、第1期計画時点の施設入所者数(203人)の1割(20人)以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

4 相談支援

【サービス内容】

入所施設利用者、病院から地域生活に移行する障害者や単身で生活しているために自ら福祉サービスの利用調整が困難な障害者を対象に、サービス利用の相談や調整・情報の提供等を通し、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう相談支援を行います。

(1) 計画相談支援

平成 24 年 4 月 1 日に予定されている障害者自立支援法一部改正の施行に伴い、計画相談支援として「サービス利用支援」「継続サービス利用支援」が創設されます。これにより障害福祉サービスの支給決定を受ける者にはサービス等利用計画（ケアプラン）の作成が必要となります。

【必要量見込】

障害福祉サービス利用者すべてに、3 年間（経過措置期間）で計画相談支援（ケアプラン作成）ができるように月ごとの数値を見込みます。また、ケアプラン作成後の定期的な評価を行う継続サービス利用支援（モニタリング）の月ごとの数値も見込みます。

項目	計画相談支援	継続サービス利用支援	数値(合計)	考え方
平成 24 年度	64 人/月	49 人/月	113 人/月	段階的に計画を策定し、最終年には利用者全員（現利用者 1225 人及び新規利用者）にプランが作成できるよう見込む。
平成 25 年度	40 人/月	50 人/月	90 人/月	
平成 26 年度	45 人/月	44 人/月	89 人/月	

※ 児童デイサービスのみを利用している児童は、数値に含まれていません。

参考：平成 21～23 年度数値 毎年度 10 人（必要量：340 人の 3%）

(2) 地域相談支援

平成 24 年 4 月 1 日に施行が予定されている障害者自立支援法一部改正に伴い、地域移行への取組みを強化するため、これまで補助事業として実施されてきた地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が新たに法内のサービスに位置づけられました。

① 地域移行支援 【必要量見込】

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

項目	数値	考え方
平成 24 年度	7 人/月	Ⅲ—1 施設入所者の地域生活への移行(15 ページ)3 人/各年度と第 2 期までの「入院中の精神障害者の地域生活への移行」実績数に基づいた見込数 4 人/各年度を合算し見込む。
平成 25 年度	7 人/月	
平成 26 年度	7 人/月	

② 地域定着支援 【必要量見込】

居宅で一人暮らししている地域生活が不安定な障害者等に対する、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

項目	数 値	考 え 方
平成 24 年度	10 人/月	地域移行支援の数値（7 人）に、親元から離れて 単身生活を始める者等（3 人）を加え見込む。
平成 25 年度	10 人/月	
平成 26 年度	10 人/月	

【確保方策】

障害福祉サービス事業所と連携・調整を図りながら、必要量の確保に努めます。

今後は、この制度の周知に努めるとともに、指定一般相談支援事業所・指定特定相談事業所を確保し、ニーズにあった計画的な支援を受けられるよう、相談支援事業者の質の向上と相談支援体制の整備に努めていきます。

【国の基本指針】

計画相談支援（利用者数の算定に当たっての基本的な考え方 平成 23 年 12 月 27 日）

- 1 計画相談支援の利用者数は、平成 24 年度から施行後 3 年間で計画的に、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児の人数が対象となるように見込むこと。
- 2 新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大すること。
- 3 現状の相談支援専門員数や今後の相談支援専門員数の増加見込みを考慮して利用者数を計画的に拡大すること。
- 4 指定特定相談支援事業者の業務量を考慮し、サービス利用支援及び継続サービス利用支援の月ごとの利用者数ができる限り平準化するように見込むこと。
- 5 障害福祉計画における継続サービス利用支援については、以下の期間と対象者数を参考に月ごとの利用者数を算定する。
 - (1) 在宅の障害福祉サービス利用者
 - ① 現行のサービス利用計画作成費の対象者等（1 割程度見込む） → 毎月実施
 - ② ①以外の者（9 割程度見込む） → 6 ヶ月ごとに 1 回実施
 - (2) 施設入所者 → 1 年ごとに 1 回実施

地域移行支援

- 1 施設入所者や入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
- 2 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。

地域定着支援

居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

V 地域生活支援事業等の実施

障害者自立支援法第 77 条に基づく地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものです。

ここでは地域生活支援事業等について、各事業の考え方、および必要量の見込み（年間サービス提供量、移動支援事業の個別型については月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。

なお、必要見込み量については、本区における障害者の推移（手帳交付者割合）、実績等を勘案し、算定をしています。

1 相談支援事業

【サービス内容】

障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、権利擁護のための援助を行います。

【考え方】

現在の障害者福祉サービスは、障害のある人が自ら事業者や施設を選択し、契約により利用する仕組みとなっています。利用者の自己決定・自己選択に基づく適切なサービス利用を支援するために、その体制づくりや、障害や高齢のため選択や意思決定が困難で判断能力が不十分な人の権利擁護の重要性が高まっています。

本計画期間においても、障害のある人が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制を整備し、相談・支援体制の充実を図るとともに、障害のある人の権利を擁護する仕組みづくりなどの推進を図る必要があります。

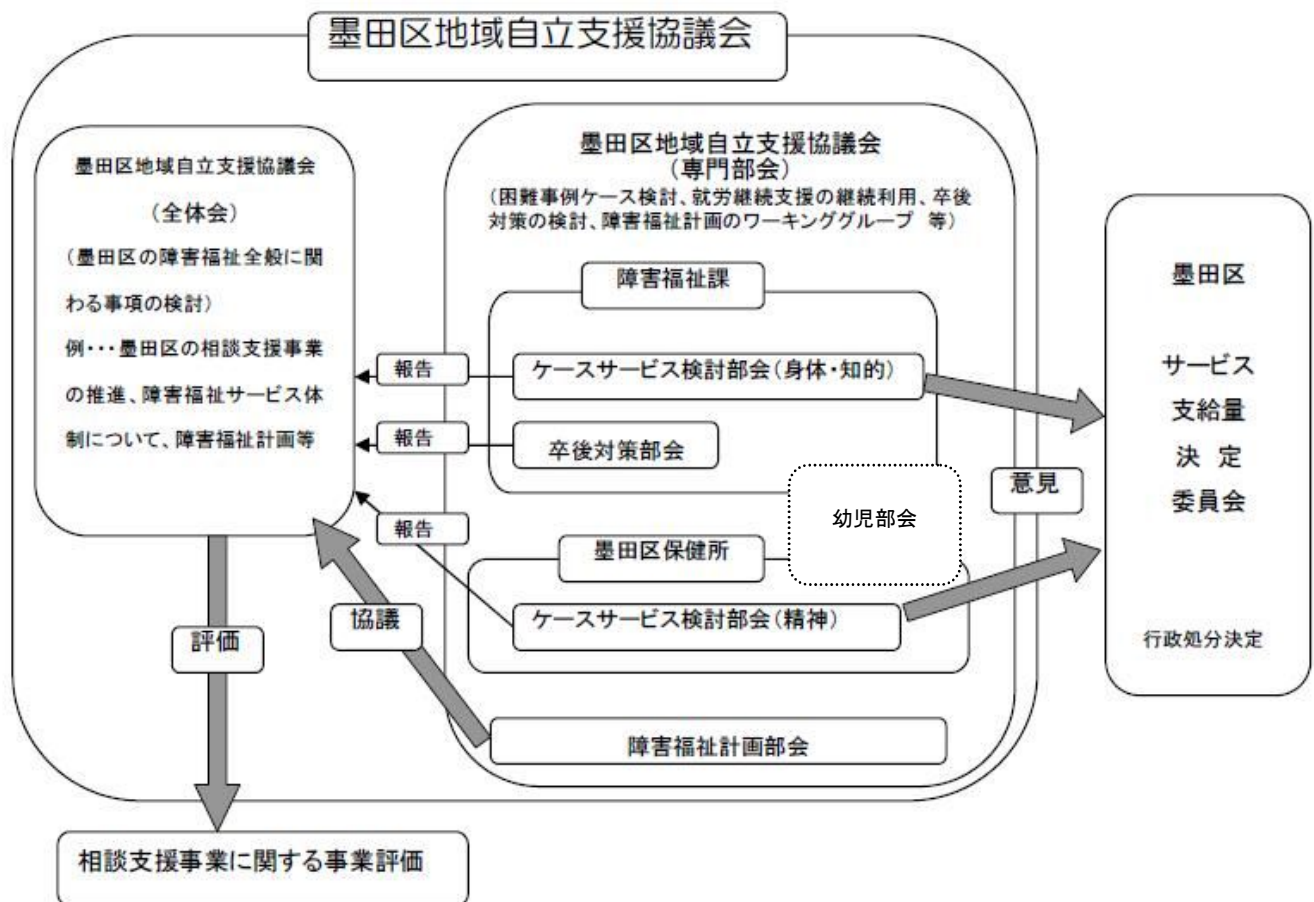
【必要量見込】

相談支援事業	24 年度	25 年度	26 年度
①相談支援事業			
（ア）障害者相談支援事業	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所
（イ）地域自立支援協議会	有	有	有
（ウ）基幹相談支援センターの設置 ^⑥	無	無	有
②市町村相談支援機能強化事業 ^⑦	有	有	有
③住宅入居等支援事業 ^⑧	有	有	有
④成年後見制度利用支援事業 ^⑨	2 人	3 人	5 人

【確保方策】

「障害者相談支援事業」は、区の障害者福祉課、保健センター（2ヶ所）の窓口、精神障害者地域生活支援センター「友の家」で実施し、障害のある人やその家族からの相談に応じてサービス情報等の提供や支援を行う体制づくりを本計画期間においても推進します。

また、「地域自立支援協議会」は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場として、平成18年度に設置しました。今後とも同協議により関連機関の一層の協力・連携を図ります。



また、「市町村相談支援機能強化事業」、「住宅入居等支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」についても実施しており、障害者の地域生活を支援し、権利擁護を図ることに努めていきます。

2 コミュニケーション支援事業

(1) コミュニケーション支援事業

【サービス内容】

意思疎通の円滑化を図ることを目的に、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害者を対象に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者が、お互いの情報を交換できるようにする手話通訳者等の派遣を行います。

【考え方】

本区では障害者自立支援法施行以前から聴覚障害者のための手話通訳者派遣事業を委託実施（(特非)のぞみ、(福)東京聴覚障害者福祉事業協会）しています。また、平成19年度から要約筆記者派遣事業の委託実施も開始しているため、実績に応じ数値を見込みます。

【必要量見込】

平成19年度から平成22年度までの平均実績数を算出し、その数値を3%増したものを平成24年度からの見込量とします。また、要約筆記者派遣事業は、従前から見込みと実績の数値がかけ離れていたため、同様に数値を見込みます。

コミュニケーション支援事業	24年度	25年度	26年度
手話通訳者派遣事業	566人	582人	600人
要約筆記者派遣事業	15人	16人	17人

※前期計画では、実人員を数値目標としていましたが、本計画ではのべ人数としています。

【確保方策】

平成23年度に開設した「すみだ障害者就労支援総合センター」内に手話通訳者派遣事務所を移転し、より個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し十分なサービス提供量を確保していきます。

要約筆記者派遣事業においては平成22年度実績が見込み量を下回っていることから今後とも制度のPRに努めていきます。

(2) 手話通訳者養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、自治体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術等を取得する手話通訳者の養成研修を委託実施します。

本区では平成23年3月現在（特非）のぞみにおいて29人が手話通訳者として登録されています。この養成研修では、例年3人前後が研修を終了し登録者となっており、平成24年度以降も毎年度3人が研修を受けるとして必要量を見込んでいます。

3 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

障害者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【考え方】

障害者等の日常生活上の利便を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【必要量見込】

本区では自立支援法施行以前から日常生活用具給付等事業を実施しており、これまでの実績の平均値から毎年度3%増加するとして、必要量を見込みます。

日常生活用具給付等事業	24年度	25年度	26年度
①介護訓練支援用具	10件	11件	12件
②自立生活支援用具	69件	71件	73件
③在宅療養等支援用具	25件	26件	27件
④情報・意志疎通支援用具	65件	67件	69件
⑤排泄管理支援用具	4,524件 (377人)	4,656件 (388人)	4,799件 (399人)
⑥住宅改修費	25件	26件	27件

【確保方策】

今後も、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携し、重度障害者の日常生活上の利便を図ります。



4 移動支援事業

【サービス内容】

障害者の地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行います。

【考え方】

移動支援事業には大きく分けて、①個別型 ②車両型があります。

個別型は、障害者ひとりひとりに実施されるホームヘルパー等による外出支援です。

車両型は、すみだふれあいセンター福祉作業所、はばたき福祉園、ひだまり、肢体不自由児（者）通所訓練所で運行している通所バスを利用する外出支援です。

【必要量見込】

個別型は、平成 23 年 10 月から視覚障害者に対する移動支援が「同行援護」に移行したことに伴う時間数等の減少を勘案した上で実績の増減率で見込みます。

車両型は、各施設で実施している通所バスにおける利用実態を踏まえ必要量を見込みます。

移動支援事業	24 年度	25 年度	26 年度
① 個別型 (月間)	2,500 時間分	2,700 時間分	2,916 時間分
	221 人分	243 人分	268 人分
② 車両型	51,163 時間分	52,060 時間分	52,958 時間分
	25,581 人日分	26,030 人日分	26,479 人日分
	(114 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)	(116 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)	(118 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)
	114 人分	116 人分	118 人分
	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所

【確保方策】

個別型は、平成 23 年 3 月現在、区内 26 ヶ所（区外を含めると 47 ヶ所）の障害福祉居宅サービス事業者に委託して実施しています。引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。車両型についてもこれまでと同様、事業者に委託して実施します。

5 地域活動支援センター機能強化事業

【サービス内容】

地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型	創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うとともに、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。（人的配置や設備等で、法律の要件を満たすことができない小規模作業所 ^⑩ 等がⅢ型となっています。）

【考え方】

これまで法外事業として実施していた事業のうち、指定サービス事業への移行が困難な事業について、その事業特性に応じて地域活動支援センター事業として位置づけ誘導を図ります。

【必要量見込】

地域活動支援センター機能強化事業	24年度	25年度	26年度
①Ⅰ型	101人分	103人分	105人分
	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
②Ⅱ型	20人分	20人分	20人分
	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
③Ⅲ型	0人分	0人分	0人分
	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所

【確保方策】

Ⅰ型事業：「地域生活支援センター・友の家」（平成18年度～）

Ⅱ型事業：「ワクワク工房デイサービス」（平成20年度～）

Ⅲ型事業：平成21年度から区内4事業所が障害者自立支援法外の作業所からⅢ型に移行しましたが、平成23年度には、すべての作業所が障害者自立支援法内の就労継続支援（B型）に移行しています。

6 その他の事業

障害者自立支援法では、各自治体が独自の判断により、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定めています。本区では、本計画で必要量は見込まない地域生活支援事業も実施しています。また、これまでに独自で実施してきた事業を下記のとおり引き続き実施していきます。

【墨田区独自の地域生活支援事業】

1	障害者日中一時支援事業
2	心身障害者自動車運転教習費補助事業
3	身体障害者用自動車改造費助成事業
4	重度心身障害者（児）巡回入浴サービス事業
5	障害児放課後等支援事業

【墨田区における独自事業等】

1	卒後対策事業
2	リフト付福祉タクシー事業
3	心身障害者福祉タクシー事業
4	精神障害者デイケアの実施
5	障害者福祉大会の実施
6	隅田川花火大会障害者特別観覧席開放事業
7	障害者就労支援事業
8	障害者の雇用の促進と作業所等における生産活動等の機会拡大を図るための施設整備助成
9	障害者雇用優良事業所感謝状贈呈
10	作業所等経営ネットワーク事業※1
11	障害者による地域緑化推進事業※2
12	障害者による公園清掃事業※3
13	福祉喫茶補助金交付
14	心身障害者（児）短期入所施設運営補助
15	心身障害者（児）緊急一時介護事業
16	重度身体障害者緊急一時保護事業
17	重度脳性麻痺者介護事業運営
18	ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成事業

19	心身障害者理美容サービス事業
20	車いす利用者の健康診断の実施
21	障害児（者）歯科相談及び健診の実施
22	知的障害者緊急保護事業
23	心身障害者福利厚生事業
24	在宅リハビリテーション支援※4
25	障害者更生訓練費等給付事業
26	重度心身障害者（児）紙おむつ等支給
27	心身障害者福祉電話事業
28	重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成事業
29	障害者グループホーム等支援事業
30	グループホーム（区型）利用者等の支援※5
31	グループホーム等入居者家賃補助事業※6
32	福祉ホーム運営費補助事業※7
33	亀沢のぞみの家通所訓練所補助
34	こころの健康相談等の実施
35	心身障害者福祉手当支給事業（区制度）
36	特別永住者障害特別給付金支給事業
37	障害者福祉啓発事業
38	心身障害者福祉ボランティア事業
39	交通バリアフリー事業
40	福祉のまちづくり整備事業
41	重度身体障害者緊急通報システム及び火災安全システム事業
42	家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業※8
43	心身障害者団体への運営費補助
44	障害者団体連合会補助金交付
45	リハビリ活動自主グループへの支援※9
46	高次脳機能障害の患者及び家族への支援

※1～※9は、本計画から新たに記載した新規事業です。

VI 障害福祉計画の実現に向けての墨田区の取り組み

墨田区基本計画では、安心して暮らせる「すみだ」をつくるという基本目標のもと、「障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる」という政策を掲げています。

- (1) 本計画において設定した障害福祉サービス及び地域生活支援事業に係る見込み量については、地域の民間事業者、NPO などのサービス供給主体と連携・調整を図ることにより、福祉サービスを確保します。
- (2) 障害者の自立と社会参画を促進するため、生活の基盤の一つであるグループホーム・ケアホームの運営を支援します。
- (3) 意欲や能力のある障害者が企業などで働くことができるよう、すみだ障害者就労支援総合センターを中心に就労支援を強化します。ハローワークなど関係機関との連携による就労移行支援体制の確立を図り、就労に関する総合相談、職業訓練から就職後のフォローアップ、生活支援まで連続した支援を積極的に展開します。
- (4) 一般就労が困難な障害者に対しては、福祉的就労の場を確保し、安定して継続利用ができるよう、公有地を活用し、区内の民間小規模就労支援施設の統合・移転整備を支援することで、安定的な運営を支援します。
- (5) 福祉就労系サービス事業所利用者については、貴重な収入源である工賃のアップのために、区内福祉作業所等ネットワークを通じた自主生産品の販売支援や本区をはじめ関係公共機関からの発注(官公需)をより一層得られるよう努めていきます。
- (6) 障害児の福祉サービスについては利用者推移を判断しながら施設などの整備を進めてきました。障害者自立支援法に基づく児童デイサービスは、平成 24 年 4 月から児童福祉法に基づく児童発達支援事業等に移行することとなり、今後、障害福祉計画の対象とはなりません。区の施策達成の指標として位置づけ、計画的に利用の拡大を図ります。

■ 施策の達成をはかる指標(墨田区基本計画から)

◆児童デイサービス(I型)の利用人数			
指標とした理由 発達に不安がある児童を療育機関につなげた数値を指標としました。			
実績値<平成17年度> 344人/月	現状値<平成22年度> 1,088人/月	最終目標<平成27年度> 1,560人/月	データ出所 所管課データ

※値は、各年度の3月延べ利用者数 平成17年度実績値：法外事業である心身障害児療育施設としての利用者数

◆グループホーム・ケアホーム利用者数			
指標とした理由 障害者が地域で自立した生活を送る状況をあらわす数値を指標としました。			
実績値<平成17年度> 73人	現状値等<平成22年度> 115人	最終目標<平成27年度> 143人	データ出所 所管課データ

◆障害者雇用率			
指標とした理由 事業所の障害者雇用状況をあらわす数値を指標としました。			
実績値<平成17年度> 1.39%	現状値等<平成22年度> 1.57%	最終目標<平成27年度> 1.75%	データ出所 所管課データ ※実績値 ハローワーク墨田

◆区の障害者就労支援センターを通じて就労した人数			
指標とした理由 障害者の就労状況をあらわす数値を指標としました。			
実績値<平成17年度> 24人/年	現状値等<平成22年度> 47人/年	最終目標<平成27年度> 50人/年	データ出所 所管課データ

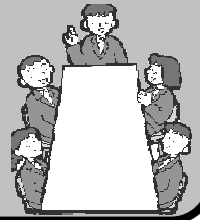
■ 墨田区障害者就労支援システム

■ ネットワーク

障害者就労支援協議会 等

区の障害者就労支援について協議・情報交換・研究・ケース検討

(ハローワーク・業界団体・特別支援学校・就労移行支援事業者・福祉事務所・保健センター 等)



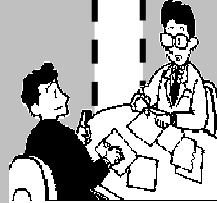
■ 就職訓練・就職支援
職場開拓

すみだ障害者就労支援総合センター就労移行支援事業所
ユニーク・ジョブ・サポート
就労継続支援事業
区内外訓練
及び就労支援機関等



■ 就労相談

すみだ障害者就労支援総合センター総合相談室
就労に関する
総合相談 等



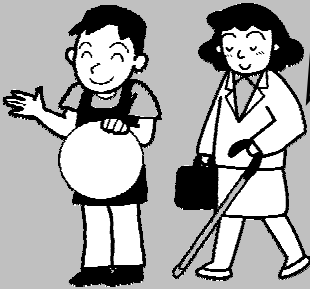
■ 生活支援

福祉事務所
保健センター
友の家 等
福祉サービス
利用・生活面
での各種相談
支援 等

求職障害者
就労障害者

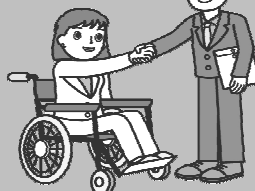


■ 職業紹介・職場開拓など



ハローワーク
民間職業紹介所 等

■ 雇用の場



一般企業
特例子会社 等
・雇用の創出
・実習の場の提供

■ 就労に係る
生活支援



すみだ障害者就労支援総合センター
就労障害者生活支援事業所
・職場定着支援
・各種相談支援 等

連携

支援

連携

支援

連携

支援

支援

連携

支援

連携

支援

連携

支援

資料1 計画策定のための体制及び検討経過

1. 計画策定のための体制

墨田区障害者施策推進協議会、墨田区地域福祉計画推進本部および墨田区地域福祉計画推進本部幹事会、地域自立支援協議会およびその専門部会である計画部会において検討を行っています。

(参考)墨田区地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 墨田区における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の供給体制の整備並びに円滑な実施を確保し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう墨田区地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(設置)

第2条 協議会に、協議会全体会(以下「全体会」という。)及び協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(全体会の構成)

第3条 全体会は、会長、副会長及び全体会委員25人以内をもって構成する。

2 全体会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、区職員等のうちから福祉保健部障害者福祉課長(以下「障害者福祉課長」という。)及び福祉保健部保健衛生担当保健計画課長(以下「保健計画課長」という。)が協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、全体会の開催ごとに行う。

(全体会の会長等)

第4条 全体会に会長及び副会長を置く。

2 会長は障害者福祉課長とし、副会長は保健計画課長とする。

3 会長は、全体会を統括する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(全体会の協議事項等)

第5条 全体会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 墨田区における相談支援事業に関すること。
- (2) 墨田区における障害福祉サービス体制に関すること。
- (3) 墨田区障害福祉計画の作成及び推進に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認めること。

2 会長は、前項の規定による協議の結果について、関係機関に報告するものとする。

(専門部会の構成)

第6条 専門部会は、座長及び専門部会委員で構成する。

2 専門部会委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者及び区職員等のうちから、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長が選任し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会は保健計画課長が選任する。両課に関わる事項の専門部会は、障害者福祉課長が保健計画課長と協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、専門部会の開催ごとに行う。

(専門部会の座長等)

第7条 専門部会には座長を置く。

2 座長は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長とし、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については保健計画課長とする。ただし、両課に関わる事項の専門部会の座長は、障害者福祉課長とする。

3 座長は、専門部会を統括する。

(専門部会の協議事項等)

第8条 専門部会は、次の事項を協議する。

(1) 墨田区障害福祉計画の作成及び推進に関すること。

(2) 特別支援学校生徒等の卒後対策に関すること。

(3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項第15号に規定する就労継続支援事業の継続利用に関すること。

(4) 困難事例に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めること。

2 座長は、前項第1号の協議結果について、全体会に連絡するものとし、前項第2号から第5号までの協議結果については全体会に連絡し、必要に応じて関係機関に報告するものとする。

(招集)

第9条 全体会は会長が招集し、専門部会は各座長が招集する。

(守秘義務)

第10条 全体会及び専門部会に参加した者は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 全体会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理をする。

2 専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については福祉保健部障害者福祉課において処理し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については福祉保健部保健衛生担当保健計画課が処理をする。ただし両課に関わる事項の専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が処理をする。

(報酬)

第12条 全体会及び専門部会の委員に対し、報酬等は支給しない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

墨田区地域自立支援協議会委員

	所 属 等
障害者団体等の代表者	墨田区障害者団体連合会(肢体障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(視覚障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(聴覚障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(心障児者部会)
	墨田区障害者団体連合会(肢体不自由児者部会)
	墨田区障害者団体連合会(精神障害者部会)
学校関係者	東京都立墨田特別支援学校進路担当
	東京都立墨東特別支援学校進路担当
障害福祉サービス民間事業者	肢体不自由児(者)通所訓練所
	すみだ福祉保健センター はばたき福祉園
	すみだ福祉保健センター みつばち園
	(福)原町成年寮
	(福)墨田さんさん会
	(福)おいてけ堀協会
	特定非営利活動法人 ふるさとの会
行政関係者	墨田公共職業安定所
墨田区職員	福祉保健部 障害者福祉課長
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課長
	福祉保健部 厚生課長
	福祉保健部 保健衛生担当 向島保健センター
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者福祉担当
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者企画担当
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当

地域自立支援協議会(計画部会)委員

委員長	福祉保健部 障害者福祉課長
副委員長	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課長
委員	福祉保健部 厚生課長
	企画経営室 企画・行政改革担当主査
	福祉保健部 厚生課 厚生担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者福祉担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者企画担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者相談担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者在宅支援担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 墨田福祉作業所所長
	福祉保健部 障害者福祉課 すみだ厚生会館所長
	福祉保健部 障害者福祉課 すみだふれあいセンター所長
	福祉保健部 障害者福祉課 就労支援センター事業主査
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当主査
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当主査

2. 墨田区障害福祉計画作成経過

■ 墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 23 年 11 月 18 日(金) 午後 1 時 30 分～ 区役所会第 1 委員会室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】中間のまとめ(案)」について
第 2 回	平成 24 年 2 月 16 日(木) 午前 10 時～ 区役所会第 1 委員会室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】最終のまとめ(案)」について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第 1 回	平成 23 年 11 月 9 日(水) 午前 10 時～ 区役所庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】中間のまとめ(案)」について
第 2 回	平成 24 年 2 月 7 日(火) 午前 10 時～ 区役所庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】最終のまとめ(案)」について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第 1 回	平成 23 年 11 月 7 日(月) 午後 3 時～ 区役所 122 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】中間のまとめ(案)」について
第 2 回	平成 24 年 2 月 6 日(月) 午後 2 時 30 分～ 区役所 82 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】最終のまとめ(案)」について

■ 墨田区地域自立支援協議会検討経過

第 1 回	平成 23 年 10 月 28 日(金) 午前 10 時～ 区役所 123 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(平成 22 年度の実績報告)」について 2. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】中間のまとめ(案)」について
第 2 回	平成 24 年 1 月 13 日(金) 午前 10 時～ 区役所 123 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】最終のまとめ(案)」について

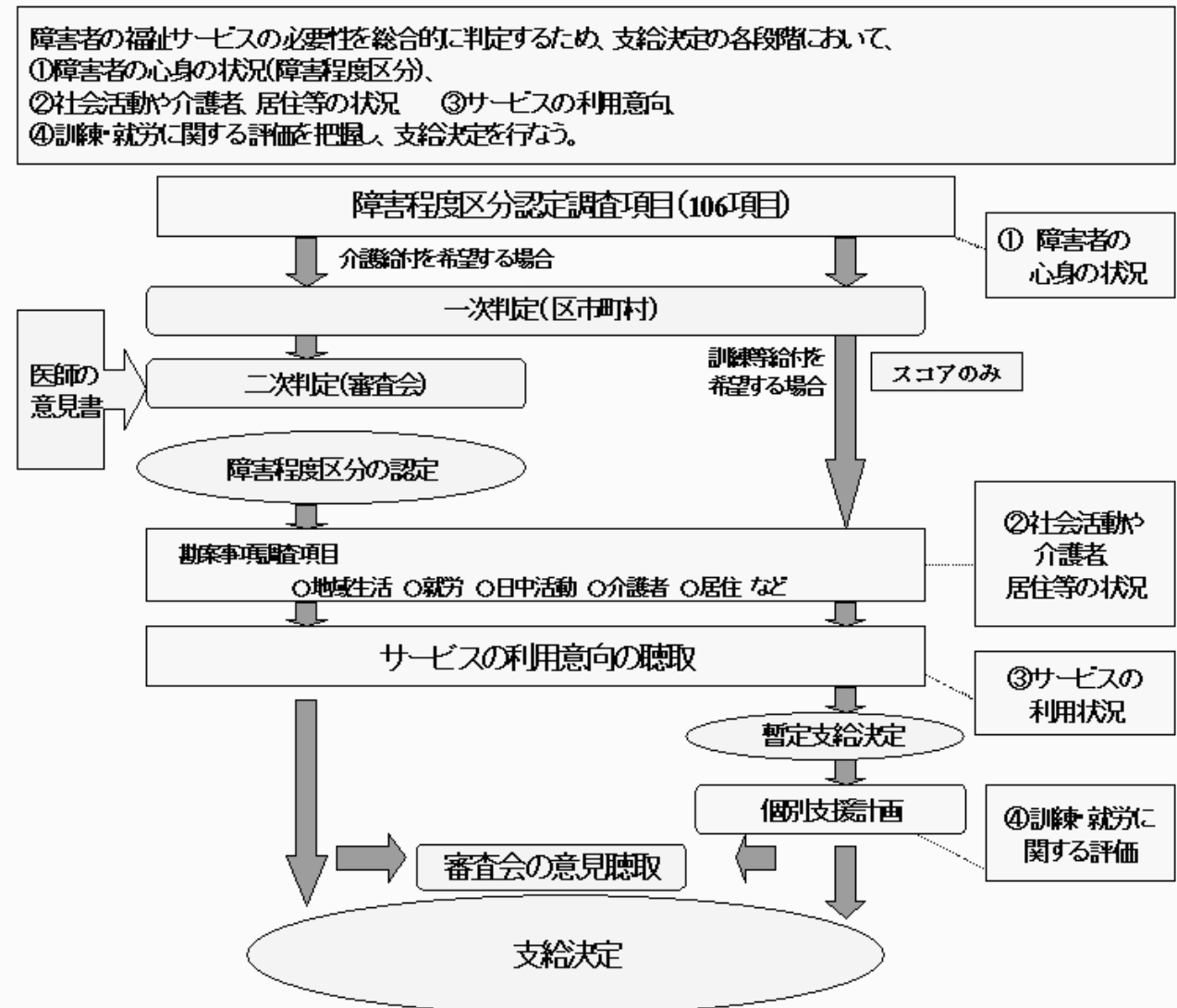
■ 墨田区地域自立支援協議会(計画部会)検討経過

第 1 回	平成 23 年 9 月 7 日(水) 午前 10 時～ 区役所 21 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(平成 22 年度の実績報告)」について 2. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】中間のまとめ(案)」について
第 2 回	平成 24 年 1 月 17 日(火) 午前 10 時～	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】最終のまとめ(案)」について

資料2 支給決定までのながれ

サービスの支給決定は、障害福祉に関する有識者の方々に構成する審査会で審議された障害程度区分等を勘案してサービス内容を決定します。(訓練等給付は審査会の審査を行いません。)

障害程度区分は障害者の心身の状況等から比較的軽い介護が必要とされる区分1からもっとも介護の必要性が高いとされる区分6までの6段階に分かれています。



※厚生労働省資料参考

資料3 利用者負担に関する配慮措置

定率負担の軽減（国制度）

- 高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
対象サービス：入所施設（20歳以上）（20歳未満）、グループホーム・ケアホーム
通所施設（事業）、ホームヘルプ
- 医療型個別減免（医療、食事療養費を合わせ上限額を設定）
対象サービス：医療型（療養介護）施設（入所）
- 事業主の負担による就労継続支援 A 型事業（雇成型）の減免措置
対象サービス：通所施設（事業）の就労継続支援 A 型事業（雇成型）
- 生活保護への移行防止（負担上限月額を下げる。）
対象サービス：入所施設（20歳以上）（20歳未満）、グループホーム・ケアホーム
通所施設（事業）、ホームヘルプ、医療型（療養介護）施設（入所）

食費・光熱水費（国制度）

- 補足給付（食費・高熱水費など利用料に含まれない経費を収入に応じて補助）
対象サービス：入所施設利用者（20歳以上）（20歳未満）
- 補足給付（家賃の一部を収入に応じて補助）
対象サービス：グループホーム・ケアホーム利用者
- 食費の一部補助（食費のうち人件費に当たる分を補助）
対象サービス：通所施設（事業）利用者（グループホーム・ケアホーム利用の通所者も含む）

墨田区による利用者負担の軽減策

1	食費負担額の引き下げ (1) 概要 区内法内通所施設利用者に対して、食費の利用者負担額を軽減する。 (2) 対象 生活保護世帯・区民税非課税世帯：230円（食事提供加算算定事業所のみ） 区民税課税世帯（所得割16万円以上）：370円（本人負担額）
2	自立支援給付の定率負担率の引き下げ (1) 概要 居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者包括支を利用する低所得者に対して、10%の定率負担を5%とする。 (2) 対象 所得税非課税世帯の障害者（①を除く） : 5%
3	児童デイサービスの定率負担の全額軽減 (1) 概要 児童デイサービス利用者に対して、10%の定率負担を全額軽減する。 (2) 対象 全利用者
4	地域生活支援事業の定率負担率の引き下げ (1) 概要 地域生活支援事業の移動支援事業・日常生活用具給付等給付事業・日中一時支援事業を利用する低所得者に対して、10%の定率負担を5%・0%とする。 (2) 対象 区民税課税世帯の障害者 : 5% 区民税非課税世帯の障害者 : 0%

※墨田区の軽減策については、国等の軽減措置の継続期間において実施する予定です。

資料4 用語(キーワード)の解説

①	新体系移行	障害者自立支援法施行以前に身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等に基づき実施されていたサービス体系を、障害者自立支援法の新たな体系に各施設ごとに移行させていくこと。平成23年度末までに順次、障害者自立支援法に基づく施設サービス体系に移行することになる。	P10
②	障害者施設入所者	指定施設支援を行なう施設のうち、入所型のサービスを利用している障害者。	P15
③	入所施設サービス	旧知的障害者福祉法、および旧身体障害者福祉法に基づき行われる入所施設サービス。知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設の5つのサービスがある。	P15
④	通所授産施設	入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を行う通所施設。	P18
⑤	官公需	国や公団、地方自治体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすること。国は官公需にかかる福祉施設の受注機会の増大を求めており、障害者雇用の拡大や工賃アップのため地方自治体も積極的に取り組んでいく必要がある。	P26
⑥	基幹相談支援センター	総合的(身体障害・知的障害・精神障害)な相談業務や成年後見制度利用支援を行うため、区市町村や区市町村から業務委託を受けた事業者が設置することができることとされている機関。	P34
⑦	市町村相談支援機能強化事業	区市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など)を区市町村等に配置する事業。専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応や、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行う。	P34
⑧	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業。	P34
⑨	成年後見制度利用支援事業	知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、障害者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行う事業。成年後見の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。	P33
⑩	小規模作業所	人的配置や設備的な条件などから、法律に基づく施設になっていない作業所。多くは都や区の独自事業となっている。	P39

資料5 他の計画との関係

1 「墨田区基本計画」との関係

墨田区基本計画における位置づけ

基本目標「安心して暮らせる「すみだ」をつくる」

政策450

「障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる」

施策451

障害者自立支援給付等事業

障害児療育・放課後支援事業

障害者コミュニケーション・
外出支援事業

重度障害者グループホーム等
運営支援事業

施策452

障害者就労支援事業

心身障害者団体等運営支援事業

障害に関する啓発
(ノーマライゼーションの普及)事業

障害者小規模事業所整備支援事業

すみだ障害者就労支援
総合センター整備事業

■ 墨田区障害福祉計画 における位置づけ

■ 障害者自立支援給付
地域生活支援事業

■ 児童デイサービス事業
日中一時支援事業

■ 手話通訳・要約筆記派遣
移動支援事業

■ 施設入所者
の地域生活移行

■ 福祉施設利用者
の一般就労移行
就労移行支援事業
利用者数
就労移行支援事業

■ 就労継続支援
(B型) 事業
地域活動
支援センターⅡ型

2 「墨田区障害者行動計画」との関係

第4期墨田区障害者行動計画（前期）での位置づけ

墨田区障害福祉計画
該当事業

基本目標	施策の方向性	事業名		数値目標とされる障害福祉サービス事業名等
障害のある子どもを支援する	早期発見と早期療育	2	障害児療育事業の充実★	児童デイサービス★
	放課後活動等の支援	16	障害児の放課後支援の充実☆	地域生活支援事業☆
		18	障害児日中活動の運営支援	地域生活支援事業☆
社会参加を支援する	移動手段の確保	19	障害者(児)移動支援の充実☆	同行援護★ 地域生活支援事業☆
		20	通所バスの運行☆	地域生活支援事業☆
		21	リフト付き福祉タクシー事業の実施	墨田区独自事業
		22	心身障害者福祉タクシー事業の実施	墨田区独自事業
		23	ハンディキャブの貸出	墨田区独自事業
		24	心身障害者自動車運転教習費補助の実施(☆)	地域生活支援事業☆
		25	身体障害者用自動車改造費助成の実施☆	地域生活支援事業☆
	日中活動の場の充実	26	障害者の日中活動事業の充実(★☆)	生活介護★・就労継続支援(A,B型)★・地域生活支援事業☆
		27	精神障害者デイケアの実施	墨田区独自事業
	就労を支援する	企業等での就労への移行促進	36	障害者就労支援総合施設の整備
37			障害者就労支援センターの充実	福祉施設入所者の一般就労移行等
38			就労移行支援の充実★	就労移行支援★
39			働く障害者への生活支援・相談支援の充実	福祉施設入所者の一般就労移行等
障害者施設における就労等の支援の充実		44	福祉的就労機会の保障★	就労継続支援(B型)★ 地域生活支援事業☆
		45	作業所等経営ネットワーク事業の充実	就労継続支援(B型)★
		46	障害者による地域緑化推進事業の実施	就労継続支援(A・B型)★
		47	障害者による公園清掃の実施	就労継続支援(A・B型)★
地域生活を支援する	生活支援・介護	50	障害者(児)ホームヘルプサービスの実施★	訪問系サービス★

サービスを充実する	サービスの充実	52	障害者(児)ショートステイ実施・誘導★	短期入所★
		53	日中一時支援事業の充実☆	地域生活支援事業☆
		54	心身障害者(児)緊急一時介護の推進	墨田区独自事業
		58	ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成の実施	墨田区独自事業
		59	心身障害者理美容サービスの実施	墨田区独自事業
		60	コミュニケーション支援事業の充実(☆)	地域生活支援事業☆
	給付によるサービスの充実	67	障害者(児)日常生活用具等の給付・貸与☆	地域生活支援事業☆
69		重度心身障害者(児)紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施	墨田区独自事業	
70		心身障害者福祉電話サービスの実施	墨田区独自事業	
地域生活を支える体制を整える	住み慣れた地域での暮らしの支援	73	障害者入所施設の整備の検討★	施設入所支援★
		74	障害者グループホーム等の整備・運営支援	共同生活援助・共同生活介護★
		75	グループホーム(区型)利用者等の支援	地域生活支援事業☆
		76	グループホーム等入居者家賃補助事業の実施	共同生活援助・共同生活介護★
		77	福祉ホーム運営費補助事業の実施☆	地域生活支援事業☆
		78	精神障害者退院促進・地域定着支援の充実	入院中の精神障害者の地域生活への移行
	相談支援及び権利擁護	79	障害者に対する相談体制の充実	相談支援★
80		地域活動支援センターにおける相談支援の充実(☆)	相談支援★、地域生活支援事業☆	
安心安全に暮らせるまちをつくる	緊急時・災害時対策の整備	119	緊急通報・火災安全システムの設置	墨田区独自事業
		120	家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業	墨田区独自事業

★は、障害者自立支援法に基づく自立支援給付等（法内事業）

☆は、障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業等（法定事業）

グレーの網掛：重要事業

3 「区民の健康づくり総合計画」との関係

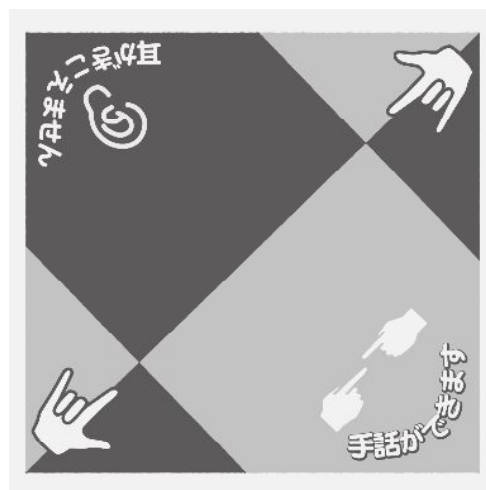
区民の健康づくり総合計画での位置づけ

墨田区障害福祉計画
での該当事業

大分類	中分類	事業名
だれもが生きがいを持って暮らせる地域づくり・人づくりを支援する	障害者・難病患者の健康づくりを支援する	精神障害者退院促進・地域密着支援事業

事業名
入院中の精神障害者の地域生活への移行

※ 平成 22 年度の改定において、三障害一元化として障害福祉サービスに係る部分は、すべて障害者行動計画に移行した。





墨 田 区

130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

(03) 5608-1111 (代表)

墨田区障害福祉計画【第3期】

平成24（2012）年3月

発行：墨田区

〒130-8640 墨田区吾妻一丁目23番20号

TEL（03）5608-6578

FAX（03）5608-6423

編集：墨田区福祉保健部